

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 二 号

平成十七年四月二十一日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 山岡 賢次君
理事 今村 雅弘君 理事 西川 京子君
理事 二田 孝治君 理事 松野 博一君
理事 黄川田 徹君 理事 山田 正彦君
理事 白保 台一君
赤城 徳彦君 石田 真敏君
岩屋 毅君 岡本 芳郎君
梶山 弘志君 上川 陽子君
川上 義博君 木村 太郎君
城内 実君 北村 直人君
後藤 茂之君 後藤田正純君
坂本 哲志君 田中 英夫君
津島 恭一君 西村 康稔君
原田 令嗣君 一川 保夫君
岡本 充功君 奥田 建君
鹿野 道彦君 金田 誠一君
菊田まきこ君 岸本 健君
鮫島 宗明君 神風 英男君
仲野 博子君 堀込 征雄君
松本 謙公君 山内おさむ君
大口 善徳君 高橋千鶴子君
山本喜代宏君

政府参考人
(農林水産省総合食料局長) 村上 秀徳君
政府参考人
(農林水産省生産局長) 白須 敏朗君
政府参考人
(農林水産省経営局長) 須賀田菊仁君
政府参考人
(農林水産省農村振興局長) 川村秀三郎君
農林水産委員会専門員 飯田 祐弘君

委員の異動
四月二十一日

辞任

補欠選任

金子 恭之君 坂本 哲志君
森 英介君 岩屋 毅君
一川 保夫君 奥田 建君
小平 忠正君 菊田まきこ君
山内おさむ君 金田 誠一君

同日

辞任

補欠選任

岩屋 毅君 森 英介君
坂本 哲志君 金子 恭之君
奥田 建君 一川 保夫君
金田 誠一君 山内おさむ君
菊田まきこ君 小平 忠正君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

○山岡委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
両案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房長小林芳雄君、総合食料局長村上秀徳君、生産局長白須敏朗君、経営局長須賀田菊仁君、農村振興局長川村秀三郎君、外務省経済局長石川薫君及び文部科学省大臣官房審議官樋口修資君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山岡委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。金田誠一君。
○金田(誠)委員 おはようございます。民主党の金田誠一でございます。

大臣、本題に入ります前に、BSEの問題について一点だけ御要請を申し上げたいと思うわけでございます。

去る三月十五日の当委員会でございますけれども、BSE問題の集中審議が行われたわけでございます。その中で、私は、アメリカの食肉検査官の労働組合の代表が、牛の月齢を目視によって判断することはできない、非科学的であるということとを発言したというテレビの報道を紹介しながら、農水省としても、この発言をした労働組合の代表から意見を聴取すべきではないか、こういうことを申し上げた記憶があるわけでございます。これに対して、中川政府参考人は、肉の格付は格付官という別の役割の人がいるというような理由

でこの意見の聴取を拒否されて、大変残念だったわけでございます。

しかし、このたび、たしか四月十三日のテレビだったと思うんですが、同じ食肉検査官の労働組合の代表がカナダの国会で証言をされて、アメリカのBSEは公表された以上により多く発症しているという趣旨の発言をしたということが報道されておりました。そのときの報道は非常に短い報道で、それを新聞等ではどうもフォローしてないのかなど。新聞記事で活字になったものはあいにく見ておりません。そんな状態でございしますが、この報道があったこと自体は間違いない、こう思っております。

そこで、このアメリカの食肉検査官の労働組合の代表者が一度は記者発表をし、さらにカナダの国会でも証言したということになれば、これは黙って見過ごしにできる問題ではないだろうということでございます。ぜひ、この意見を聴取するなり、しかるべき調査をしていただきたいということとをぜひ早急に御検討いただきたい、このことを御要請申し上げておきたいと思っております。

○島村国務大臣 実は先般、ライスさんが見えの節に、やはり私たちも、アメリカの報道を通じていろいろな情報が入ってくる。そういう中で、我々が知る範囲を超えるものもいろいろあるが、少なくとも、そういう問題が起きたときに、我々はそれに対してきちんと対応しなきゃいけないこともあるので、我々の調査には積極的に応じてほしいし、また、この種の、我々のやっていることに疑義を持たれるような報道がなされた場合には、進んでいろいろな情報等がもらえるようにしたい、こういうようなことを、直接ではありませんが、私の方から申したところでありまして、決して我々はそういう情報を聞かないようにしているわけではなくて、むしろ耳をそばだてて聞くよう

な努力をしているつもりでいますので、これからも注意をしていきたい、こう思います。

○金田誠委員 カナダの国会では直接国会に呼んで意見を聴取したということのようでございいます。日本の国会に来てくれと言うのはちょっと難しいとは思いますが、向こうにも農水省の出向者もいらつしやるでしょうし、こちらから出向くことも可能だと思いますので、ぜひひとつ、どういふことなのかということなどを調査していただいて、御報告いただければありがたい。ライ

スさんにとっては余り都合のいい発言はされないかもしれませんが、都合がいい悪いの話ではなくて、食の安全、安心、そして事実はどうなのかという話でございますから、ぜひよろしく御検討のほどお願い申し上げます。

それでは、本題に入らせていただきますと思います。

今回の基盤強化促進法、この法案では、特定法人貸付事業、この創設、いわゆるリース特区の全国展開がメーンの事項として提案されているわけでございますが、そのリース特区が農地法の特例として施行されたのは平成十五年四月一日からでありまして、実質的には一年余りしか経過をしておらないわけでございます。この時点で全国展開に踏み切るのには余りにも拙速であつて、これで適切な評価がなされていたらと到底考えられない、こう思うわけでございます。

衆議院調査局から資料をいただいております。この黄色い冊子でございますが、これによりまして、リース特区で営農を開始した法人は、平成十六年十月一日現在で六十八法人ということになっておりますけれども、その営農開始は、平成何年なのか、そして何月なのか、この年月別の法人数、これをひとつお聞かせをいただきたいと思

います。

○須賀田政府参考人 リース特区で営農を開始しました六十八法人でございます。

は、五月に一法人、六月に四法人、七月に八法人、九月に二法人、十月に四法人、十一月が一法人でございます。十六年に入りまして、一月に一法人、二月に三法人、三月に六法人、四月に七法人、五月に七法人、六月に四法人、七月に三法人、八月に十三法人、九月に四法人、こういう流れになっているところでございます。

○金田誠委員 平成十五年にはわずか二十法人、平成十六年に入つて四十八法人、しかし、その平成十六年といつても、もう夏場になつてから設立をされている法人もあつて、実際、営農活動、これじゃもうできないんじゃないですか。検証どころの騒ぎでないんじゃないですか。そんなことで、今この全国展開が提案されるというのは本当に不本意な状況だと思います。

さらにこの数字のことでお聞かせいただきたいと思いますが、六十八法人の合計面積、これが幾らか。さらに、株式会社、有限会社、NPO、それぞれ、最高面積、最低面積、平均面積、これをお聞かせいただきたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 リース特区で営農を開始いたしました六十八法人の経営農地面積は、全体で百二十五ヘクタールでございます。

形態別に申し上げますと、まず株式会社。全体で六十六・七ヘクタールでございます。平均が一・九ヘクタール、最高は二十九・八ヘクタール、最低は三・一ヘクタールでございます。この三

十アルではソバとかジャガイモをつくつております。それから次に、有限会社でございます。これは、全体で三十一・三ヘクタールでございます。平均的には一・七ヘクタールでございます。最高が七・九ヘクタール、最低がやはり三・一ヘクタールでございます。次に、NPO法人でございます。全体で十九・七ヘクタール、平均的に二・〇ヘクタール、最高が八・四ヘクタール、最低が四十三アルでございます。その他の法人、全体で六・八ヘクタール、平均的に一・七ヘクタール、最高が四・四ヘクタール、最低が三十一アルでございます。

○金田誠委員 参入した時期も、もうごくごく最近になつてから参入されている法人が結構ある。その経営面積も、株式会社の最高で二十九・八。北海道でいえば普通の農家並みですよ。そういう状態。本当にこれが、特区として株式会社等が参入してリース特区が全国展開されたらどうなるかというデータをとれるような状況ですか、これが。農水省のプロがやることも到底思えない、そのことを指摘しておきたいと思ひます。

極めて短期間である、経営規模も極めて小さい、ばらつきも大きい。この程度の実績で全国展開すべしという評価、結論を出すとは到底考えられない。

ここで大臣、どうですか、今の数字をお聞きになつていて、全国展開の結論を出せるような実績でないでしょう。にもかかわらず、法案は提案されてきている。

ということとは、こういうことですか。要は、初めに全国展開ありきと。実態がどうだろうが、初めに全国展開という結論ありきということですか。そして、その背景には、規制改革民営化推進会議ですか、最近名前が変わつてよくわかりませんが、オリックスのどなたかがやつておられる、ああいうところが勝手に方針を出して、農水省はそれを押しつけて、ただそれを実施させられている。

初めに全国展開という結論ありき、こう思わざるを得ないんですが、どうですか。

○島村国務大臣 それぞれにお考えがあらうかと思ひますが、少なくともリース特区制度は、耕作放棄地が多い地域において、株式会社やNPO法人などがきちんと農業を行う旨の協定を市町村と締結して、農業に参入できるものであります。

この特区においては、昨年十月時点で全国六十八法人が営農を行つておりますが、二つとか三つとかいふんですと、これは御批判があらうかと思ひますが、既に六十八法人が全国規模で展開しているわけでありまして、今の面積について、北海道であれば並の農業とおっしゃいますが、これは

別に北海道に限定しているわけではございません。全国で見ますと、これはかなり大規模の農地ということも言えるわけでありまして、これらを参考にしつつ、我々は努力をしている。

しかも、六十八法人のうち、例えば十の法人がいろいろ問題を生じたとか、何かいろいろな地域にそういうものが続発したということであれば、これは当然に我々も考えざるを得ません。しかし、そうではありませんで、私、少なくとも、就任してまだ半年でございますが、その間ずっと見てきまして、非常に順調に、むしろ私たちが当時予想したよりはかなりいい結果につながつていて、我々は受けとめているわけでありまして。

また、農林水産省はこの種のものであくまで専門の省でありますから、全然状況と違ふものをこ

ういふ特殊な組織から押しつけられて、それで、初めに何々ありきというものに唯々諾々と従つて行政を行つていくわけではありませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

いづれにいたしまして、リース特区制度について、五十地区のこの特区の関係市町村あるいは農業委員会、農協に対し、昨年秋季に調査を行ったところ、耕作放棄地が解消したとして参入法人を評価する意見が非常に多かったということ、また一方で、土地利用の混乱など弊害があつたとする意見がなかつたということ、これはやはり尊重すべきことではないかと思ひます。

このような調査と検証を踏まえて、最終的には内閣府の構造改革特区推進本部において全国展開が決定されたところであります。この決定をもとに、農林水産省としては、協定締結の義務づけなど、弊害を防止するための十分な担保措置を講じた上で制度を仕組んだところであります。

○金田誠委員 十五年、十六年と特区で実験的にやつてきた。しかし、中身としては、十六年度に大半が参入をして、それも夏場以降といふところも結構多い。期間的にも余りにも短過ぎるし、規模的にも、最高の規模であつて二十九・八ヘクタール、これが全国展開をすれば、二十

九・八どころか二百九十八になるかもしれないし、二千九百八十になるかもしれない。

日本の農業にとって重大な大転換になるという可能性をはらむ今回の決断を、この程度の、いわば申しわけ程度の特例の実験で結論を出すとは、私は全く納得できるものではありません。そのことをきちんと申し上げておきたいと思います。その上で、次に、特定法人の要件について質問をさせていただきます。

農地法第一条、もう申し上げるまでもないわけですが、「農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、」云々ということになっております。これをもって耕作者主義という基本理念の考え方であるというふうに仄聞をいたしております。

これに対して、リース特区の全国展開、すなわち特定法人貸付事業の客体となる特定法人の要件としては、業務執行役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められるものであること、こうされているにすぎません。これでは、どんな法人でも簡単に特定法人になれるということではないですか。この辺、いかがですか。

○須賀田政府参考人 先生言われました耕作者主義、これは、農地の権利取得に際しまして、農地をすべて耕作する、それから、必要な農作業に常時従事する、それで農地を効率的に耕作することができ、こういうチェックの上で、それをクリアした人に許可をしている、このことを耕作者主義というふうに呼んでいるわけでございます。

この特区の法人につきましては、先生言われました、業務執行役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められるものであることという要件を課しています。これは、農業分野に最小限の運営執行体制があるということは必要最小限度の要件です、というようにした上で、先ほど申し上げました、借り入れる農地のすべてについて耕作すると認め

られること、さらに、その農地を効率的に利用して耕作を行うことができることという農地法上の要件はクリアしないといけないわけでございます。したがって、単に一人おればよいというわけじゃなくて、体制とか機械設備の状況から見てちゃんと耕作できるという心証を得られるということが要件でございますので、そんなにどんな法人でもいいというわけではないということでございます。

○金田(誠)委員 本場にそうでしょうかね。それでは伺いますけれども、役員のうち一人が耕作に常時従事する、逆に言えば耕作に常時従事している者を一人役員に入れておけばいい、これで特定法人となることができるということでございます。これでは、農地法の基本理念をクリアするための便法にすぎないということではないですか。

要は、耕作に従事するという人を一人だけ役員に入れておけば何とでもなると。借入地すべてを耕作するというのは、金をかけて土地を借り入れるわけですから、これは耕作するに決まっているわけで、大した要件にもならぬですよ、こんなものは、要は、一人耕作していればいい、こういう便法でこの耕作者主義というものをクリアするなということに過ぎないのかということです。

○須賀田政府参考人 農地制度の原則は、先生が先ほど来おっしゃられておりますように、農地をきちんと耕作する者に農地の権利取得を認めると。法人の場合には、農業生産法人として、その形態、事業、構成員、業務執行役員の要件について農業をちゃんと継続するような要件が整っている、こういう要件を課して農地の取得を認める、これを原則にしているわけでございます。

でも、その原則のもとで耕作放棄地が生じている、これを解消する必要があるんだということ、やはりその原則のもとで、次善のといえますが緊急例外的措置をこれは考えていかなければ、耕作放棄地がどんどん広がっていくんじゃない

か。これがリース特区制度でございまして、先ほど来言っております、農業に常時従事する役員が一人以上、こういう要件だけではなくて、市町村と協定を締結して、きちんと農業経営を営まなければならない。耕作放棄なんかすれば、リースは解約するんだ、これが、私どもとしては、農業生産法人の要件を満たすところの代替措置というふうに考えております。

そのほかに、先ほど来申し上げております、すべてについて耕作をやらなければならない、さらに、機械等を備えて農地を効率的に耕作できるという要件をクリアしないといけないという、そういうチェックが入りますものですか、大きく言えば、きちんと農業を使うという考え方のもとで緊急的な措置として認められている仕組みというふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

○金田(誠)委員 市町村と協定を締結するなんということはそんな大した要件にはならぬですよ。参入をしたい株式会社等がその旨を協定すればいいだけの話ですから、これは規制にも何にもならないというふうに思います。本場にわざわざばかり規制と言えぬのが、この一人従事すればいいということなんですが、これだつてもうどうにでもなる話。

なぜ一人以上なんですか。なぜ一人以上かというのを一つお聞かせいただきたいということと、あわせて、今、例えばスーパーなんかは、もうほとんど店員はパートですよ。場合によっては店長までパートだという形でリース特区が全国展開される可能性もはらんでいるわけですから、例えば、常時従事するという役員はパートでもいいわけでしょう。これはどうですか。

○須賀田政府参考人 業務執行役員のうち一人以上が耕作に従事するという要件をなぜ課したのかということでございます。

確かに、この措置、現状のままで耕作放棄地がどんどん広がっていくおそれがある、その解消のための緊急例外的な考え方に基づく措置というふうに申し上げました。だからといって、全く農

業に無縁の企業を入れるということは、最小限の担保もないわけですから、やはり法人の組織運営の面において、少なくとも一人、農業の業務執行責任者として農業に常時携わり、地域との調整も責任を持って当ることができるとして、最小限の要件として、一人役員として、この要件を課したわけでございます。

これがパートさんでもいいかというお話でございます。法人の役員でございまして、通常の場合はパートさんが役員をするというケースはレアケースではないかというふうに、私も会社の実態をよく知りませんが、責任を持ってその会社を運営するという人は常雇用の方々ではないかというふうに思っております。

○金田(誠)委員 役員は、役員としての役員報酬を受けるかもしれませんが、無給かもしれません。しかし、従事することについては、時間給で賃金の支給を受けるかもしれない、月給かもしれない。そんな規定はどこにもないんじゃないですか。この法律をそのまま解釈すれば、常時従事していればいい、パートでもいいと。今、世の中のスーパー、パートの店長さんなんてざらにいますよ。そういう法律だということを指摘せざるを得ないわけでございます。

まだこの要件について何点が聞きたいことがあるんですが、時間が過ぎてきていますので、次に遊休農地の方に移らせていただきたいと思います。

この法案の第五条基本方針並びに第六条基本構想、これに遊休農地ということがうたわれているわけでございますけれども、農業センサスによれば、平成二十二年における耕作放棄地は三十四万三千ヘクタールとされております。今のは耕作放棄地三十四万三千なんですが、これに対して遊休農地といった場合、その面積は耕作放棄地と同じになるのか。私は耕作放棄地よりも遊休農地といった方が概念的には広い概念になるのかなというふうに思っておりますが、面積的にどういうふうな比較になりますでしょうか。

○須賀田政府参考人 耕作放棄地、定義から申し上げますと、統計上の用語としての定義が、耕作放棄地は、過去一年以上作付をせず、この数年の間に再び耕作する意志のない農地、このようにされているわけでございます。一方、私どもの法律におきます遊休農地でございまして、「農地であつて、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されない」と見込まれるものと、表現は多少違うわけでございます。この数年の間とか、あるいは引き続き見込まれるものと、表現は違うわけでございますけれども、私どもは、具体的に指し示す対象は同じというふうと考えております。

○金田(誠)委員 同じということではございますけれども、遊休農地といった場合に、所有者が引き続き耕作の目的に供しませんと言えれば全部遊休農地になる、その時点において耕作されていない、所有者が耕作しませんが仮に言えばそれは全部遊休農地になる、非常に概念の広いものではないか、このように受けとめざるを得ないと思ひます。

さらに、この法案には、「遊休農地となるおそれがある農地」という言葉も出てまいります。「おそれがある農地」ということになれば、見方によつては、我が国の全農地、遊休農地になるおそれが絶対ないなどという農地はありますか。どこだつていいんじゃないですかね。「おそれがある農地」、我が国の農地、全部これに該当しませんか。

○須賀田政府参考人 遊休農地あるいは遊休農地となるおそれがある農地、これは主観的意思ではなくて、客観的状況から判断するわけでございます。例えば、遊休農地となるおそれがある農地、現に耕作の目的に供されている農地ではありませんけれども、その所有者の状況、あるいは地域にほかに受け手がいるとかないとかという社会的条件、そういうものを勘案して、今後耕作の目的に供されなくなることが非常に高いと想定される農地、これをいうわけでございます。その判断

は、市町村が基本構想の中で判断するわけでございます。

具体的にどんなのだという話でございすけれども、粗放的な荒らしづくりがされている農地だとか、あるいは後継者がもういない、その世帯主さんは近い将来にリタイアをしたい、しかし、その地域には受け手がいない、こういう農地は、やはり客観的に見ても遊休農地となるおそれがある農地というふうに判断されるのではないのでしょうか。

だから、極端に、そんな、全部そうじゃないかというふうなことは、まずあり得ないと思ひます。

○金田(誠)委員 客観的に、この農地はおそれがある農地である、あるいはおそれがある農地に該当しないということとをそんなに客観的に決められるような法律になつていないということですよ。要するに、市町村長が遊休農地となるおそれがある農地だと認定すれば、おそれがある農地になつちゃう。どうにでもなるという法案だというふうには私は受けとめざるを得ないわけでございます。

そこで、重ねてお聞かせをいたしたいと思います。この法案の第六条第二項第六号、特定法人貸付事業を行う地域として、「要活用農地が相当程度存在する区域であつて、特定法人貸付事業を実施することが適当であると認められる区域」というところまで、今度は概念が漠然と広くなつてくるわけです。

「要活用農地が相当程度存在する区域であつて、特定法人貸付事業を実施することが適当であると認められる区域」、ここで特定法人貸付事業を実施できるわけですから、ということとは、これは日本じゅうどこでもやれるという話でしょう、実際問題、何か特別、中山間地域とか特別なところのように工夫を凝らした書きぶりをしようという努力はわかりますけれども、よくよく読んでみると、日本じゅうどこだつて該当する、市町村長が認めればいい、こういうことでしょう。

○須賀田政府参考人 極端な解釈をされても、私どもも困るわけでございます。

要活用農地、これは、遊休農地あるいは遊休農地となるおそれがある農地のうちで、今後やはり農地として利用すべき農地だなどという農地でございまして、客観的に申し上げますと、例えば、基盤整備をされているんだ、これは済んだ、しかし遊休農地になるおそれがある、こういう農地は、やはり市町村長さんが再び農地として利用した方がいいだろうというふうに思うのじゃないか。そういう農地が要活用農地。

逆のケースでいきますと、これは例が適切でないかもしれませんが、地形とか位置が客観的に見て営農条件として余りよろしくない、例えば山の斜面でミカンを植えていた、何らかの理由でもうそこは伐採した、そして客観的に眺めてみたら、やはりこれは引き続き農地とするよりも山林にした方がいいんじゃないかなというところもあるわけでございまして、そういうところは要活用農地ではないわけでございます。

そういうところで、私どもは、そういう判断は、国が基準を決めるわけにもいきませんので、市町村長さんは現地に精通しておりますので、その判断に任せるといふ仕組みにしたわけです。使うべき農地とそうでない農地をきちんと振り分けていただく、こういう仕組みでございまして。

○金田(誠)委員 こういうとんでもない制度を導入するわけですから、今局長がおっしゃったような特別限定したところにあるだろうと思う先入観が普通の日本人にはあるわけですよ。その先入観を利用しつつ、あたかもそう受けとめられるような言葉をちりばめて法案がつくられているという、苦勞はよくわかりますが、読み解くと日本じゅうどこでもいいというふうになつていてということ再度御指摘を申し上げておきたいと思ひます。

もう一点、特定遊休農地に対する知事の裁定、これについてお伺いをいたします。知事の裁定により、五年を限度とする特定利用

権を設定できる旨の法案になっております。そこで確認をしたいと思ひますが、知事の裁定によつて特定利用権を取得した農地保有合理化法人や市町村が、その特定利用権によつて特定法人貸付事業を実施するということもできますよね。

○須賀田政府参考人 この特定利用権の制度も、耕作放棄地の解消、発生防止のための措置でございまして、一連の手続を経て、知事の裁定によつて特定利用権を設定する。これを取付した市町村なり農地保有合理化法人が当該土地を、まずは担い手を初めとする受け手を探し出して貸し付けるといふことをするわけでございましてけれども、そういう人がいないといった場合には、特定法人貸付事業の対象として株式会社等に貸し付けることも可であります。

○金田(誠)委員 冒頭御指摘を申し上げましたけれども、初めに全国展開ありきということとはわかりませんが、初めに全国展開ありきなんですよけれども、それにしても、知事の裁定によつてまで特定法人貸付事業を実施しなきゃならないか、ここまで書くかというのが率直な思ひです。一体何を考えておられるのか、理解に苦しみます。

最後の質問に入らせていただきますけれども、私、今る質問を申し上げた中から次のような問題点が明らかになつたというふうに思ひます。第一に、リース特区として行った取り組みは、評価して結論を得る状況には全く至つておらないということが第一点でございまして。

第二点目、特定法人の要件は、これではだれでも自由に参入できるということであつて、耕作者主義をクリアできるものではありません。クリアしているというのであれば、農地の所有を認めずリースに限定する理由というのがこれは逆になくなるわけでございまして、ここで論理矛盾にも陥つていて、こう思うわけでございまして。

第三に、特定法人貸付事業は、要活用農地が相当程度存在する区域ということになつていて、規制なし、全国どこでも事業が実施できる、こういう

うスキームになっているということが第三点でございます。

そして第四点、知事の裁定によって特定利用権を設定し、特定法人貸付事業を実施できるというところまで踏み込んでいます。

私は、以上の問題点が明らかになったと思うわけでございます。

要するに、この法案が通ることになれば、小売業界における大型店の規制緩和、これと類似したような結果になるだろうということを危惧するわけでございます。つまり、従来の個人経営の商店は次々とシャッターをおろすことになる、かわって郊外の大型スーパーばかりが増加をして、やがてスーパー同士の競争が激化して、この間もどこのスーパーがどうにかになったという状況にまで発展しかねないということを危惧いたします。

農業の世界にも、それだけでなく、小売業界以上に厳しい状況があるわけですから、大型店の規制緩和のような状態が起これば、スーパーと同様に従業員はパートばかり、そして場合によっては店長までパート、こんな法案ではないかということに危惧するわけでございます。

そこで、この問題を解決するにはどうしたらいいかという私見を申し上げたい、こう思うわけでございます。

第一、リース特区の評価が十分になされない中で、全国展開は時期尚早である、あと数年特区を継続して評価を行うべきだというのが第一点でございます。

それから、第二点、第三点目の問題について。

これについては、特定法人貸付事業は、事業そのものが現行の農地法による耕作主義のスキームを超えたものであるということをきちんと認識しなければならぬ、そう思います。であるならば、農地法とは別枠の、耕作主義にこだわらない新たなスキームの法律、これを制定する必要があるのではないかと。便法ではない、きちんとした法人の要件を定めるとともに、都道府県ごとに、参入規模の規制あるいは経営体数の上限、これら

をきちんと設けて規制することが現実的だと考えるわけでございます。

第四点としては、第四の問題点に対しては、知事の裁定による特定利用権を用意するところまで認めるなどということは必要ない。このスキーム自体を何らかの形で準備するということが否定しないまでも、このスキームを特定法人貸付事業にまで適用する必要はない。このところをやはりきちんと考えていただきたい。

これが私の私見でございますが、以上について、大臣、御所見がありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

○島村国務大臣 金田委員の私見とおっしゃるお話、我々もそれを傾聴したいと思っております。今後の参考にもいたしたいと思っております。

さはさりながら、農地制度につきましては、農地をきちんと耕作する者に農地の権利の取得を認めるという、いわば耕作主義を原則としてはおりますもの、全国、耕作放棄地、先ほど来いろいろお話ありますように、農業センサスによると、平成十二年当時で三十四万ヘクタール、東京都の一・五倍でありますから、これだけ大きなものが生まれてきて、これはなおどんどん数をふやしている傾向にある中で、これをまた数年放置しておくというようなわけにはまいりません。

そのためにどのような方法をとるべきかというのをいろいろ検討した結果生まれてきたのが、今回我々が行っている政策でありまして、その結果においても、今のところ非常にいい結果を得ているということになれば、やはりこれは正しかったんだと判断をすべきなんだろうと思っております。

そういう意味で、少なくとも、これらについて、国やあるいは農林水産省が中央にあつて物事を判断しているのではなくて、あくまで現場の状況に最も詳しい市町村にこれらの御判断をゆだねているということもありますし、また、御指摘もあつたような、知事のいわば裁定、これもまたそれぞれ現地の実情に即して御判断がなされることでありますから、それらについては、可能な限り現

場に即した、実情に即した御判断が得られるような配慮をしているところでありまして、これらも我々は、これらの方法を基本として、耕作放棄地対策あるいは将来に向かつての農政の展開というものを図つていこう、こう考えるところであり

ます。質問が多岐にわたりました、御提言も非常に範囲が広いものですから、短時間にはお答えいたしかねますけれども、我々は、皆さんの御意見も十分我々なりに常に誠実に何う中で、よりよい方向を見出し、結果において農政の将来展望を開いていきたい、こう思う次第であります。

○金田(誠)委員 日本の農政の大転換になるような非常に深刻な法案が、初めに結論ありき、初めに全国展開ありきというような形で進められることには到底納得できるものではないと思っております。そのことを申し上げまして、質問を終わります。

○山岡委員長 次に、松本謙公君。

○松本委員 おはようございます。民主党の松本謙公でございます。

本日は、特定農地に関する法律案を中心に質問したいと思っております。今、金田委員はかなり厳しい質問が多かつたんですけれども、こちらの方はそうでもないで気楽に、と言いますが、その前にちよつと違うことも聞きたいので、そちらの方は気を入れて返事をしていただきたいと思うんです。

まず、大臣、これは質問通告していないんですけれども、朝六時のニュースをきょう見ましたか。何か、米の売買で補助金を不正受給したという件がテレビで報道されていたんですけれども、それをまず御存じかどうか。

○島村国務大臣 承知をいたしております。

○松本委員 それでは、ちよつと読ませていただきますけれども、農水さんの調べによりますと、全農秋田県本部は、昨年春ごろ、平成十五年産の米およそ八億八千万円分を米の流通市場に売り出し、これを子会社であるパールライス秋田が落札しました。しかし、実際は米の納入などを伴わな

い見せかけの取引で、全農秋田県本部は、この取引に伴つて、米の価格安定を図るための国の補助金およそ一千二百万円を不正に受け取つたことがわかりました。これについて、農林水産省では、極めて悪質な行為だとして、どのような目的で不正が行われたのか、詳しい事実関係の解明に乗り出すとともに、全農に対して、ほかの地域でもこうした不正がないか、緊急に調べるように指示をした。こういうくだりが、報道がなされているんです。

後々、うちの委員がまた厳しい質問をするとは思つてすけれども、この中で、この部分が新しく事実として判明したというのは何か一つでもあるんです。それから、朝六時のニュースですのでもまだわからないので、これから事実はいつかり究明をしていこう、こういうふうにするのか、そこら辺の答えをお願いします。

○須賀田政府参考人 全農秋田県本部、これは先週、きょう報道されたのは異なりますが、子会社のパールライス秋田へ、その不良債権を埋めるために、全農秋田県本部が預かつている農家のお米を横流しして、その売却代金で埋めたという疑惑が生じたということは、全農秋田県本部みずから疑惑について認めておりました。

これに對しまして、もし事実であるとすれば、生産者に対する大変な裏切り行為、背信的行為でございまして、それから刑事性のある事件でもございまして、私ども、大臣から、きちんと真相を解明して、刑事告発それから全農への弁償その他の指導、これを含めて厳しく指導するようにということで、現在、この件について協同組合検査部が検査を行つております。

きょうの報道はそれとは異なる報道でございまして、ただ、これは検査中の事案でございまして、その内容について私どもは申し上げるわけにはいかないわけでございすけれども、いづれにしても、その内容、真相をできるだけ早く解明いたしまして、その結果に基づきまして厳しく処断をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○松木委員 頑張ってください。

それで、BSEの牛肉の買い取りのときも、やはり同じような不正な受給というのがたしかあったと思うんですけども、やはり農林水産省の制度のあり方に何か問題があるんじゃないかという指摘も随分あるようですけれども、そこら辺は、やはりこれから事件の推移も見ながら、ぜひ制度を改めなきゃいけないというところがあるんであれば、しっかりとそこら辺を改めていって、大切なお金ですので、昔みたくお金がどんどんどんふえていく時代じゃなくて、少ないお金をいかに有効に利用して、そして国を発展させるかという、そういう時代に今なっているわけですから、ぜひ、むだ遣いはしないというつもりでお願いをしたいというふうに思いますけれども、大臣、一言ありましたら。

○島村国務大臣 行政に携わる者の一番の基本は、やはり国民の大事なお金とか権利というものを預かりして、いわば将来展望を切り開くという役割を担うわけでありまして、そこに何か不正が絡むようなことは断じて許されません。

私は、最もこのことには注意をしているつもりでありますし、今回の事件も、先ほど御指摘になった松木委員のお考えと全く同じであります。私は、局長にも、また私のところへ説明に来た全農の代表者の人たちにも、こういうことを甘く考えてもらっては困る、この問題に限ることかどうか、この際徹底的に調査してもらいたい、この問題についても、その場をしのげばいいというのではなくて、この問題は、結果においてだけの疑義も挟まないだけの結果につないだ、そこまでやっていくのが責任である、そこまで強く申したところでありまして、私は、こういうことをなおざりにする気はございませんので、これからその調査を徹底したい、また、その結果について御説明できるものならばいたしたい、このように思います。

○松木委員 ぜひしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つだけ違う質問なんですけれども、当初、BSEに関する、輸入再開の問題に関する件ということでこの委員会が決議をしようということがあります。それが当初はたしか三月十七日にやろうというのが、実際には結局三月三十日にずれてしまったということがあったと思うんですけれども、きょうは外務省の方も来ていただいていると思います。

いろいろなことが言われています。当初はみんな賛成だったんだけれども、ちよつと違う、外務省さんがもうちよつと後にしてくれということはどこかに働きかけたのかどうかというふうなうわさとか、あと、アメリカのライスさんというのはえらい怖い顔をしていますので、来る前にまたそういうことを出してしまったらもう怖い顔をされるんじゃないかという、そういうおそれもあつたのかもしれない。

しかし、私は思うんですけれども、やはり外務省というのは国民の利益を守ってもらわなきゃいけないと思うんですよ。ですから、その点において、私は別にきょうは追及するつもりは全然ないんです。本当にエールを送りたい。それは、外務省というのはタフネゴシエーター、これであつてもいいんですよ。どうも、見てみると、白人の背のかいののを見ると、そんなことじゃ困るというふうには私は思っていますので、いや、そんなことはない、我々は頑張るんだという一言をぜひ言ってもらいたい。よろしくお願いします。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

先月三十日にこちらの委員会が採択されました米肉産牛肉の輸入再開問題に関する決議につきましては、立法院の御判断として重く受けとめております。ライス国務長官の訪日に当たって、外務省としてこの決議の発出のタイミングを変えるよう国会に働きかけたことはございません。

米肉産牛肉の輸入再開問題については、政府はこれまで一貫して、我が国の消費者の食の安全と消費者の信頼の確保を大前提に、科学的知見に基

づいて適切に解決を図るとの基本方針のもと対応してきております。この方針は、小泉総理からブッシュ大統領やライス国務長官にも明確に述べておられるところでございます。

外務省としても、こうした政府の方針のもと、関係省庁と緊密に連携をとりつつ、今後とも適切に対処していく考えに変わりはありません。

○松木委員 追及はしたくないので、外務省が動いたことではないようなことを言いましたけれども、そうでないような話も聞いているわけですよ。それはこれ以上言いませんけれども、このところ、中国との問題だとか韓国との問題だとか、いろいろなことがありますよね。昔は、武漢というところで、北朝鮮の人が日本の領事館の中に入つたのを引きずり出されて、それを外務省の方が黙って見ているうちに持っていかれてしまったなんというところもあつたし、こういうことは困る、ぜひ頑張ってください、それだけお伝えをしておきます。

それでは、本題に入らせていただきます。日本の農地面積が、昭和三十六年の六百九万ヘクタールをピークにして平成十五年には四百七十四万ヘクタールへと、四十年余りの間に大体百三十五万ヘクタール減少しているわけなんですけれども、農地面積が減少し始める中で、昭和四十年ごろから市民農園的なものが大々出現し始めた時期だということなんですけれども、これは、国民の余暇時間の増大に伴うレクリエーションとしての農作業に対するニーズが高まったこと、同時に、耕作放棄地、遊休農地の有効利用としての意味合いが強まったことだと思えます。

それではお聞きしますけれども、今回、市民農園をいわれる特区から全国展開する理由と意義というのをぜひ教えていただきたいと思えます。

○島村国務大臣 市民農園は都市住民の自然志向の高まりなどを背景に年々増加しております。これらのニーズにこたえていくためには、市民農園の開設を一層促進する必要があります。

こうした中で、今回の特定農地貸付け法の改正

は、昨年九月の構造改革特区推進本部の決定を踏まえまして、特区を設定することなく、地方公共団体及び農業協同組合以外の者でも市民農園を開設することができるようになるものであります。これにより、全国において、農地所有者やNPOなどの多様な主体により、特色のある市民農園の開設が促進されるものと考えております。

いわば市民農園というものをもつと全国規模で展開し、農地に対する正しい理解を深めていただき、かつまた、親しみと、その実行に携わっていただきたい、こういう願いを込めての今回の改正でありますので、御理解いただきたいと思います。

○松木委員 特区というのはあるんですけども、この制度自体というのは、実を言うと、個人的に言う問題もあるし、本日はそのことは触れないでおこうとは思っていますけれども、特区自体に問題があるという認識はあるのをおいておいて、規制緩和をして、民間のさまざまな創意工夫を生かした改革をしていくということがあるかというふうに思います。

その中で、今後の見通しを立てることが難しいとは思っておりますけれども、市民農園の開設は、当初の論議の中でもふるさと創生ということが言われてきたということもあるんですけども、市民農園の開設によつて、地域の農業やあるいは地域経済、地域社会の活性化が見込めるのか、こんなところの見解をぜひお聞かせいただきたいと思えます。

○岩永副大臣 松木先生御承知のとおり、今までは、市民農園は、地方の公共団体だとか農協が認可してやっていたわけですが、今回、NPOだとか農家だとか、だれでもが市民農園をできるような法案提出になったわけですね。

それで、そうかといって、今我々が、新しい基本計画で日本の農業を効率的に高めていかなきゃならぬ、そういうことの中で、集約された農地というのは担い手だとか集落営農で供給していかな

きやならぬということでございますので、そういうところに弊害を及ぼさないようにしなきゃならぬということで、農業委員会等が十分審査をしなから市民農園をこれから広げていくこと。しかしながら、市民農園を広げていくことの効果というのは、先ほどから議論になっておりますように、やはり耕作放棄地の有効活用、そしてから農地保全方策としての期待というのが大変されているわけでございます。

それで、どういう効果があるのかということ、都市と農村の交流が活発化するわけでございますが、例えば兵庫県の八千代町では、滞在型市民農園ということで、別荘とそして農園をセットしているわけでございます。都市の人がどんどんどんどん市民農園を求めて農村に行くといううなこととか、直売所とか飲食店、そういうものがどんどんふえていつて、そういう部分での販売、経済活動を生きている。そして、豆腐やみそ等の加工や学習等をやつて、女性や高齢者がそういうところに就業するというような部分も大変多く出てきておるわけでございますので、そういうものの経済の活性化になるのではないかと、こういうことでございます。

しかし、ずっと見てみますと、市民農園というのは都市の地域に五五%ぐらいあるわけでございますので、これをできるだけ農村との共生・対流に向けていくような市民農園をつくるのが大事ではないかと、このように思っております。

○松本委員 わかりました。頑張ります。

それでは、次の質問は、平成元年に特定農地貸付け法が制定され、地方公共団体または農業協同組合が実施主体となる道が開かれたことから始まって、市民農園は平成五年に千三十九万所になりました。そして、平成十五年にはそれが二千九百四万所と、今三倍にふえているんですね。そこでお聞きしたいんですけれども、まず、市民農園はもつとふやす必要があるのかどうか。○大口大臣政務官 先生いろいろ市民農園について御関心が高い。私も全くそうでございます。

練馬の市民農園にも行ってまいりました。

これは、都市住民が、これから団塊の世代が、七百万人ぐらいい、今五十六から五十八ぐらいの方ですけれども、こういう方が第二の人生ということになりますと、やはり、その中でこういう農作物の栽培とかあるいは収穫を通じて、みずからの体を動かしたり、土と触れ合ったり、そこでいろいろな人々と交流を深めたりということで、私は非常に重要な役割を果たすと思うんです。また、若い人たちも、こういうのをやってみたいという場合に、市民農園というのが需要もあると私は思うんですね。

そういうことだけじゃなくて、もっとオープンスペースを持つということによって、災害ですとか景観ですとかヒートアイランドとか、そういうことにも役立つ。そういうことから、ニーズは年々高まってくる、増加してくる、こういうふうを考えております。

そういうことで、新しい基本計画においても、この市民農園の推進をしつかりと位置づけているわけでありまして、具体的な目標として、この基本計画の工程表において、都市部における市民農園区画数について、平成十五年度末が約十一万八千区画であるのに対して、平成二十一年度末の目標の区画数を十五万区画と設定したところでございます。

今後とも、都市住民のニーズにこたえるべく、良質な市民農園の開設を促進するため、今回の特定農地貸付け法の改正により、多様な主体による市民農園の開設に道を開くとともに、市民農園や農林漁業体験施設等の整備や、あるいは栽培技術指導員の育成などを支援してまいりたいと思っております。

以上です。
○松本委員 十一万八千区画から大体十五万区画までふやそうというのが数値的な目標ということですよしいんですね。

十五万区画というのは、大体どのぐらいの方が利用することになるのか、わからなかったらいい

ですけれども、わかるのなら。

○川村政府参考人 区画というのは、大体一人の方が御利用なさる区画を意味しておりますので、基本的には借りる方は十五万人、その家族も使われますので、それも含めればもつとになるかと思えます。

○松本委員 明確な御答弁をありがとうございます。

それでは、平成十四年の十二月に特区法というのが制定されたわけなんですけれども、特定農地貸し付けの実施主体の拡大が行われて、その後、骨太の方針二〇〇三で、「評価のための委員会」で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる」とことの方針が打ち出されているわけですね。

その結果として今回の全国展開という法改正に至っているんだというふうにも私は理解していただければ、特区政府の制定から今回の改正案の提出まで、その間は一年半という、結構短いんじゃないかなという気もするんですけども、そこら辺はしっかりとした評価が、大体大丈夫ということできているのかどうか、ちょっと御説明をいただきたいと思っております。

○川村政府参考人 この特区で実施主体の拡大をいたしました今回の御提案に至る経緯は、今委員も御質問の中で触れられましたように、構造改革特区の基本方針、この閣議決定がございまして、それに基づいて、評価委員会での評価をしましてこの評価を踏まえての適否ということで、昨年の九月に全国展開が決定されております。

こういったスケジュールの中で私も検討したわけでございますが、既にこの市民農園は非常に要望というか人気が高うございまして、昨年の四月の段階で十三特区で六十一の市民農園がもう既に開設をされておったという実態がございまして、弊害の発生状況等、十分検証が可能な状況であつたということでございます。

○松本委員 わかりました。

それでは、改正案では、地方公共団体とか農業協同組合以外の者もこの貸し付けの実施主体になれるということなんです。例えばNPOだとか株式会社や個人などに拡大されるわけです。これから全国展開をだんだんしていくわけですから、今までは特区というのでやっていったんだけれども、これが全国に今度広がるということで、これまでよりもエリアが拡大されることによって、もめごとが起きる可能性があるのではないかなという気もするんですけども、それを防止するためにも、実施主体は市民農園の開設のために市町村などとの協定を締結する制度があるというふうには私は聞いております。

それでは、現在、特区で実施されている特定農地貸し付けにおける協定は、大体内容的にはどんなような内容で、どういうふう機能しているのか、これを教えていただきたい。

○岩永副大臣 先生今お話しいただきましたように、地方公共団体及び農協以外の者が今回主体となる場合に、市町村との間で貸付協定といううなものをつくる、これを義務づけていくという法案になつていくわけですね。

それで、具体的には、利用者に対する栽培指導の実施や利用者間のトラブルの仲裁、こういうこと。それから、市民農園の適切な管理運営の方法、これも協定に結びます。それから、農地の原状回復を行う場合の費用負担、これは大変大きな問題でございますけれども、これもきちつと方法を書いてもらいます。それから、特定農地貸し付けの終了後に適切な農地利用を確保するための方法をどうしていくか、このことも書いてもらいます。それから、市民農園の管理運営状況についての市町村等への報告、これは年一回義務としてきちつと報告をいただく、こういうふうにもしております。それから、貸付契約の解除だとか協定に違反した場合にどうするかということも実は内容を定めていきたい、こういうふうに思っています。

こういうようなことによつて、地域農業に密着

した行政主体である市町村が、利用者間や周辺農家、農業者との間で発生するトラブルの仲裁など、市民農園の円滑な運営支援をする役割というのをこの貸付協定ではっきりとしていきたい、こういうようなことで協定を結んでいきたい、このように思っております。

○松本委員 特区でやっているときにもめごとというのは、例えばこんなことがあったけれども大事には至らなかったとか、いろいろあると思うんですけども、どんなものがありましたですか。ほとんどなかったよということであればそれでも、それも答えですから。

○川村政府参考人 トラブルの有無でございませうけれども、私も、この弊害があるかないかというところの観点といたしまして、大きくは四つの観点から調査をしたわけでございます。

一つは、やはり農業でございまして、周辺の農業、これとの関係が大事でございまして。水利用とか土地利用、そういったものでの弊害がなかったかどうか、こういう観点が一つございました。それから、市民農園にいろいろな作物を植えることでほかの周辺の作物への影響、こういったものがなかったかどうか、こういうのが二点目でございまして。それから、市民農園の中の話として、その利用上いろいろ問題が出てなかったかどうかという点も検討いたしました。それらもチェックしました。それから地域環境、そういったもの、広く、どうだったかということを、アンケートもやりましたし、現地の聞き取りもやりましたが、その状況も、結果としましては特に弊害はなかった、見受けられなかったということでございまして。

○松本委員 弊害がなかったということですね。それは本当にいいことだというふうに思います。それでは、例えば、市民農園として土地を貸す場合、出した人が、本当に返ってくるのかとかという心配もちょっとあるような気もするんですけどね。例えば家なんかを貸したときには、家とはまた違うんでしょけれども、非常に悪質な人間に

当たったりややこしい人間に当たったりすると、やはり借りている方が強くなってしまつて、なかなか出ていかない、そういうことも問々あるわけですね。

そして、そんなことはないと思うんですけども、例えば、市民農園にアスファルトを引いて駐車場にしようとか、アスファルトなんて一日で今引けちゃいますからね。こういうことだとか、ごみを不法投棄するのになんか使っちゃったとかということになったときに、とにかく有無も言わずちゃんと措置ができるというふうには当然なっていると思うんですけども、一応お聞きをしたいと思ひます。

○川村政府参考人 今委員からお尋ねございまして、たとおり、私もがこの市民農園の特区展開をする場合に、やはり一番懸念といひますか問題意識として持ちましたのは、今御指摘があったようなことでございまして。

そういったことを未然に防止し、まず、仮に起こった場合も円滑に解決できるということを保担保しなくちゃいけないということで、先ほど岩永副大臣の方からお答えをいたしました協定、こういうものをまず結んでいただくということ、それから、やはりそういう協定自体を農業委員会もチェックをしてもらうということ、それから、途中段階でも報告をするということ、そういうこともやっておりますし、最終的には解除ということも盛り込んでおりますので、入り口、途中段階、それから出口というところでのチェックはできるというふうに思っております。

○松本委員 それでは、基本計画というのにも示されていることでありませうけれども、子供たちの農業学習というのは、子供たちが農業、農村に対して親しみをもち、食について考えていく機会として大変有効であるというふうに私は考えております。

そしてさらに、今、日本の農業というのは、やはり担い手の問題というのが非常に大きいんです

よね。担い手を育成していかなくやならないというのは緊急の課題だというふうに私は認識しておりますけれども、ここで市民農園を教育の現場で大いに生かすことができるのではないかとこのうに私は考えている。

例えば、小中の段階から教育の力キキュラムの方にちよこつと入れてみるとか、そういうことで担い手の発掘のきっかけにうまくなっていく可能性もあるのではないかと。例えば、そういう農業に携わってみて、ああ、これは自分が人生をかけてやっていくには一番いいんじゃないかということを感じていく、ああ、そんな気が僕はしているんですけども、なかなかそういう場所にも遭遇できないのが今の都会の子供たちだというふうに思っております。

これは文部の方の行政で、何か大きな利用価値が、利用価値というのは何か余りきれいな言い方じゃないですけども、そういうものがあるのではなからうかなというふうに思っておりますので、ぜひ、将来的にこういうふうによつていきたというふうなことも含めてあれば、ここで答えをいただきたいと思います。

○樋口政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、児童生徒が農園等におきまして農業体験活動を行うことは、豊かな情操や人間性をはぐくみまして、また子供たちの農業に関する理解促進を図る上では極めて意義のあることと私も考えております。

学校教育におきましては、各学校の教育課程の基準でございまして学習指導要領におきまして、総合的な学習の時間でございましてとかあるいは特別活動におきまして、体験的な学習あるいは勤労生産、奉仕的な行事、こういったものがきちんと位置づけられておるところでございまして。

私もどなたもいたしましては、平成十四年度から豊かな体験活動推進事業というものを実施させていただいておまして、体験活動の推進地域、推進校等を指定しながら、他校のモデルとなる体験活動を実施するなど、農業体験を初めとするさまざまな

まな自然体験活動等を充実させるための施策を推進しております。

今後とも、本法案の趣旨を踏まえながら、農林水産省さんとも十分連携をさせていただきながら、児童生徒の農業体験活動を推進するための施策を推進してまいりたいと思っております。

○松本委員 体験だけに済ませないで、こんな中で自分の一生の仕事はこれなんだというふうにならざるような、そういう担い手の発掘のきっかけ、そういうふうな将来なれるように、農林水産省さんとも文部科学省さんとも連携を密にとつていただいて、ぜひそういうものを実現していただきたいというふうに思いますので、頑張ってください。

それでは、市民農園で栽培されたものがありませう。これは何かなかなか売ることができないようございませうけれども、そうはいないながら、大臣のお言葉で言うと、さはさりながらということになるんでしょ、せつかつくつたものだからちよつと何とかしたいよねというの私も私はあると思うんですけどね。

そのときに、どの程度ぐらいいまだったら、まあまあこのぐらいいたらいいんじゃないかというものの、そういう言い方をすると、また役所の方々は非常に答えづらいのかもしれないですけども、せつかつくつたものをどういうふうにできるのかという、許容範囲というか、そんなことを教えていただいたらありがたい、そういうことがあれば、ではちよつと農業をやってみようかなというふうになつて、それがひよつとしたら担い手にまたつながつていく可能性もあるのではないかとこのうに思うものですから、ぜひお答えをお願いいたします。

○大口大臣政務官 まず、農地は農業における基本的な生産基盤である。不耕作目的での農地の取得を規制して、生産性の高い経営体によつて効率的に利用される必要があるということから、その権利の移動については農地法の制限を設けているところでありませう。

一方、特定農地貸し付けは、都市住民等の、野菜や花を栽培し自然に触れ合う、こういうニーズに対応して、本来の産業としての農地の利用に悪影響を及ぼさないこと、これを前提として例外的に農地法の適用を除外することから、営利を目的としない農作物の栽培に限定しているところでございます。

また、販売可能な範囲につきましては、通常は市民農園を利用する中で、予期せず自家消費の量を超える収穫がある、そういうことが結構多いんですが、その場合に、余った農作物を隣近所あるいは知人に配付する、そのときにある程度の謝礼を受け取る、とかいうようなことですか、あるいは市民農園の来訪者に向けて、テーブル等の上に農作物を置いて若干の対価で販売するということが、こういうことにつきましては現行制度上も可能であるということ、昨年、平成十六年の三月に解釈を明確化したところでございます。

○松木委員 大体わかったんですけども。あと、例えば、そこでできたものを持ち寄ってバザーをやって、そのお金を、何か地震があったときにそこに寄附してみとか、スマートフォンに寄附してみとか、そんなことも考えられるんじゃないかなと思うんです。本家本元のプロの方々には迷惑のかわらないような程度であれば、ちよつとぐらいたったら売れるよというのをわかつてくれると、市民農園を使いたいという人がまたふえてくるんじゃないかな、こんな気もしますので、そこら辺もぜひ御留意をいただきたいなというふうに思っております。

それでは、大体時間が来ましたので、終わりに、市民農園というのは、国民の皆さんが農業を理解していただく最大のチャンスというふうにか、やはり触れる最大のチャンスというふうに私は思っております。そして、それを介して農業従事者への尊敬の念も出るだろうし、こんなに食べものをつくることというのは難しいものなんだなという、そういう気持ちも私は生まれるというふうに思います。そして、だから食の安心、安全

というのは大切なんだと理解するいい機会に私はなるといふふうに思っておりますので、市民農園というのにはぜひ推し進めていけばいいなというふうに私も思っております。

最後の締め、ぜひ大臣の、そこら辺の、こういうふうによつていこうという力強い言葉でもいただければと思います。

○島村国務大臣 市民農園は、農作物の栽培や収穫を通じて、都市住民のレクリエーションや農業体験、高齢者の生きがいづくり等、多面的な役割を果たしておりますが、特に最近、学童教育の場としてこれが非常に脚光を浴びているように思います。

ついせんだつて、小学校の先生方にお集まりを願つて、いろいろ現場の教育の問題についての勉強会をやつたんですが、その際に市民農園の話が出まして、子供さんたちが農作物に対する大事さ、あるいはこういうものをいかに粗末に扱ってきたか、何でも当たり前と受けとめてきたか、そんな反省が作文の中に大分出てきて、私たちが子供のころにはお米一粒を大切にしろという教育を受けたものですが、それと同じような効果を生んでいることに気がついて、非常に意義あるものだと再認識をしている旨聞いて、うれしく思つた次第であります。

そういう意味で、最近では都市部において、災害時の避難場所あるいは良好な景観の形成等を含めて、多面的機能を有するオープンスペースとして非常に期待が高まつているところであります。

先ほど来、松木委員御指摘のお考え、私は逐一全く賛成でありまして、そういう意味で、私は逐一基本計画においても、市民農園の推進に関しては、これからこの開設を促進するために一層取り組んでいきたいということを申し上げたいと思ひます。

○松木委員 ぜひ大臣、頑張つていただきたいなというふうに思つております。食料の自給率が四〇％からさつぱり上がつていかなければ、ひよつとしたら下がつてきているん

じゃないかという、そういう心配があるんですよね。やはり、食べるものというのは自分たちでつくつて、いい日本をつくらう、こういう気持ちを持つていた、だったら、もちろん難しいことはいっぱいあるんですけども、心からこういう農業をまた高めていくということも必要だと思ひますので、ぜひ頑張つていただきたいと思ひます。

質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○山岡委員長 次に、堀込征雄君。

○堀込委員 民主党の堀込でございます。最初に、法案の前提となつて基本計画について、少し伺つておきたいわけであります。

基本法に基づく基本計画が出されたわけでありまして、非常に、優秀な役人の皆さん、しっかりと書いたなという感じの印象は受けるんですが、ただ、せっかく改革派の、実力派の島村大臣が出たけれども、島村カラーが感じられないという感じがするわけであります。

日本の農業をずっと見ますと、江戸から明治、大正と、ずっと自由主義市場の中でちゃんとやつてきた経験があるわけですが、それが、戦時の小作地の統制だとか食糧法で、実は米と土地が完全に国家の管理下に置かれる、そういう統制農政の延長が戦後もずっと続いてきたんだろうと思ひます。

そういう意味では、私は、この基本計画を見て、農政の転換期にあるにもかかわらず、相変わらずそういう統制農政の歴史と伝統を引きつたような計画に見えて仕方ないわけでありまして、そういう日本社会の欠点について、例えば規制改革だとか地方分権だとか、いろいろやつているわけですが、もつと農家の自主性を高めるような、自由な活動を高めるような政策、あるいは、ここは県や市町村に任してもいいんじゃないか、中央政府の農政としてはこうしていいこうというところ、ちよつと見られない。相変わらず、手とり足とり統制農政を続けていこうとい

う発想が底流にあるように見えて仕方ないんですが、大臣、どうでしょうか、基本計画。

○島村国務大臣 お答え申し上げます。今後の農政の展開に当たりましては、農業者や地域の主体性あるいは創意工夫が発揮されること重要であります。新たな基本計画においても、農業者や地域の主体的な取り組みを支援する政策改革の方向を明記しておる。

実は、私もはかりこれを自負しておりますし、この新たな基本計画が策定される過程については、前にも申し上げたとおり、各分野の代表者が一年三カ月余にわたつて約三十回、熱心な御討議をいただいて策定されたところであります。かなり自負しているところであります。農政通の堀込委員から、いろいろ視点が欠けている、例えば農家の自主性とか地方分権の視点、と言われますと、改めてまた検討の必要があるのかな、こう思ひますもの、我々は、あくまでこの五年間の反省も含めて、いろいろな検討に立つた結果を得た、いわばこれが指針と心得ているわけでございます。

そういう意味で、これからは、少なくとも高品質な農産物の輸出や、地域のバイオマス資源の活用といった意欲的な取り組みも、農業者や地域の創意工夫に基づいて行つていきたい、こう考えておりますし、また、新たな動きを積極的に受けとめて、今後施策に反映するという意味でも、余りに縛られない、弾力的な対応をするべく私は指示をしているところであります。

基本としましては迅速的確と、いつもそのことを気にしているわけでございますが、私の期待する以上に少なくとも彼らは努力をしてくれているように思つているところであります。

三位一体改革についても御指摘がありました。あくまで地域の実情に即した施策の推進が可能となるように、補助事業の統合、交付金化などを行つたわけでありまして、あの三位一体改革も、農林水産省こまめよく踏み切つたということと実は関係筋からは言われているところであり

ますが、さらに御不満あるいは御不審の点があれば御指摘をいただいて、相ともどもに農業の将来展望を切り開いていきたい、こう考えますので、またお願いする次第でございます。

〔委員長退席、山田委員長代理着席〕

○堀込委員 もう一つ指摘をしておきたいんですが、つまり戦後農政がずっと来て、大きな転換点にきているということはもうそのとおりだと思えますし、そういう意味で、今後五年間の基本計画、私は、その戦後農政の仕組みあるいは行政側の仕組みとか、そういうことをやはりちゃんと見直した方がいいんじゃないか。例えば、予算の配分はずっと硬直的だった、局ごとに縦割りの予算がずっとあった、あるいは役所の組織も、食糧事務所や統計事務所を地方農政事務所に変えただけだ。あるいは、政府系金融組織、公庫の問題も抱えているわけです。これをどうするかとか。あるいは土地改良とか、農業委員会とか、農業共済制度とか。

私は、戦後農政というのは、そういうものを担ってきた組織をこの基本計画の中にはちゃんと位置づけて見直していくというようなことは、今の転換点にあつて大きな命題だというふうに思いますが、どうも基本計画にはそういう視点は欠けている、こういうふうに思いますが、どうでしょうか。

○島村国務大臣 新たな基本計画におきましては、農協やあるいは農業委員会、そして農業共済団体あるいは土地改良区などの団体について、効率的な再編整備や体制の見直しを行うことをまず第一点に掲げております。また、担い手育成に関係する団体や機関の支援窓口の一元化や、共同事務局化を推進するといった施策の方向づけも行っているところであります。

また、国の行政組織のあり方についても、基本計画の中で、施策の担い手の集中化、重点化などの行政ニーズの変化に迅速かつ的確に対応し、効果的、効率的に施策を推進するための体制の見直しを行う旨の方針を明記しているところであります。

す。基本計画に示された方向に沿って、農業団体の再編整備や国の施策の推進体制の見直しに努めてまいりますが、少なくとも、今までのように、一たん分捕った予算はもうすべて使い切るとかいうような、そういう旧時代的な感覚は許されません。また、予算の余裕もございません。

しかし、そんな中で、私は、いかに効率的に予算、貴重な予算を使っていくかということについては、弾力的にやって、場合によっては残していいと。要するに、必要なものに重点的にこれをつぎ込んで結果を得ていく。すべては結果で勝負だということを基本に、私は指示をいたしているところでございますが、いろいろすべてにおいて万全とは言いがたいのかもしれないけれども、可能な限り努力をして御期待にこたえたいと思うところであります。

○堀込委員 また別途議論させていただきたいと思ひます。

それで、これは具体的な問題に入りますが、今度の基本計画、よく読んでみますと、平成四年に新政策というのを出しているんですね。そのときも、食料自給率の低下に歯止めをかける、あるいは効率的、安定的ですか、農家を何戸だか育成するということも書いてあったり、環境や国土保全機能をちゃんとやるんだということ、この何かが同じことがずっと続いているようで、五年前の基本計画もそうなんです。どうしてもそういう印象を受けるんですね。非常に厚い冊子を出してもらったんだけど。

今回の計画で、ここはやはりちよつと特徴点ですよという点があつたら、どうぞ簡潔に言ってください。

○小林政府参考人 基本計画の基本的考え方は、今大臣から御答弁があつたとおりでございますけれども、その中で、具体的な事項としてどういった点が特徴かという点でございますが、一つは内容であります。基本計画のポイントであります食料自給率の目

標設定とその取り組み方針、これは当然でございますが、加えて、ここ数年の農政を取り巻くいろいろな情勢変化、これにこたえる意味で、食の安全と消費者の信頼確保といった対策でありまして、それから、今お話がございましたけれども、担い手の経営に着目した経営安定対策をどうしていくか、これはまさに新しい仕組みへの転換ということでございます。おっしゃるとおり、新農政以降の一つの流れでございますが、その中で、より効果的な施策を進めるための新しい方策に転換していくといったことがございます。また、当然のことながら、農地の利用集積の促進といったことがございますし、それから一方では、環境保全、これを重視した施策の推進ということ、農地、農業用水などの資源の保全のための施策の確立ということとあわせて、一つの柱にしております。

また、今後、攻めの農政ということで、農産物の輸出とかそれからバイオマスの活用、こういったところも新しい特徴だというふうに考えております。

あと、この施策の進め方でございますが、この基本計画が実のある成果をとにかく出していかなくちゃいかぬということで、それを推進しようという意味では、一つは、施策の推進にします手順とか、時期、手法、目標などを明確に示した工程表をつくってやっていくということ、それから、当然のことでございますけれども、政策評価を積極的に活用する、今大臣からもお話がございました、そういった結果を見て検証しながらやっていく、こういったところが今度の基本計画のポイントじゃないかというふうに考えております。

○堀込委員 担い手についてちよつと伺っておきたいんですが。

平成二十七年に個別経営体がどうで、組織された経営体がこうだという数字、五年前には二十二年を出した、今度二十七年の数字を出しているんです。これは、根拠はあるんでしょうか。期待値なんですか。目標なんですか、見通しな

んでしょうか、予測なんですか。これは何ですか。

○須賀田政府参考人 実行可能な展望、あるべき姿の、文字どおり展望でございます。

○堀込委員 よくわからないんですが、数字は並べ

それで、この担い手というのを明確化しなきゃならぬ理由というのは何ですか。

○須賀田政府参考人 現在の我が国の農業を取り巻く内外の情勢でございます。

内にあつては、少子高齢化、耕作放棄地の増加ということでございます。やはり、一刻も早く将来に向かつて持続性のある安定的な経営体を育成したしまして、そこへ資源を集中して、全体として我が国の農業の活性化を図る、いわゆる構造改革を内から進める必要があるということが一つでございます。

もう一つは、国際化の進展ということで、国際規律の強化がいや応なく進んでいくということでございまして、こういう状況にもたえ得る構造を一刻も早くつくらないといけない、こういう情勢があるわけでございます。

そこで、これまで、例えば価格、所得政策において、すべての農業者を対象にしていたというような内容から、やはり、将来にわたつて持続性のある安定的な農業が営み得る担い手というものを明確化しまして、そこへ施策を集中しまして、農地等の資源がそこへ集積をされていく、そういうことによつて、全体として強靱な農業構造を確立する、こういうことがもう待ったなしで求められているのではないかと認識のもとに、担い手の明確化というものを図ることにいたしましたわけでございます。

○堀込委員 つまり、特定個人を選別して指定する。農家の自由な経済活動あるいは自由な取り組みということじゃなくて、あらかじめ選別してやる手法なんですか、それは。このよしあしは、また、あると僕は思うんですが、そのよしあしは、そこで、担い手とは何ぞやという話は、基本計

画のときから、隣の鹿野先生の質問から始まって、大体わかってきたんですけれども、いずれにしても、認定農業者を基本にやるから、市町村ごとにもばらつきが結構あるんですね。これはあれですか、市町村に通過が何か出して、きちんとやるんですか、少し裁量を認めるんですか。

○須賀田政府参考人 先生、上からの統制とおっしゃられましたけれども、私も、そういうことではなくて、国が一定の器なり基準なりを示して、あとは農家なりあるいは地方の自主性を尊重する形で担い手を育成していきたい、基本的にこう考えているわけでございます。

ただいまお尋ねの認定農業者制度も、一定の仕組みは私もつくりましたけれども、実際の認定は、市町村が自主的にみずから構想を立てまして、それに該当可能性があった農業者を認定する、こういう、市町村に裁量を任せているという仕組みにしているわけでございます。

その結果どうなったかといいますと、ただいままさに御指摘がございましたように、ばらつきがございまして。同じ農協で、同じような規模で農業をしております組合員であっても、市町村が異なることによって、一方は認定農家、一方はそうでないというのが見られますし、一たん認定を受けた後、収益が下がってもフォロアアップがない、こういうことが生ずるわけでございます。

私も、そういうところは、必要最小限、介入をしていくというのは語弊がありますけれども、指導をしていきたいということで、このばらつきをなくしたい。まず、第三者機関を置いて、ちゃんと客観的な目で認定手続をしないということ、それから、認定後ちゃんと経営改善計画の達成に向けた状況を把握して、指導していきなさい、こういう通知を去年の九月にも出して、今、そのばらつきの解消といったことに努めているということでございます。

○堀込委員 多分、これは経営安定対策を絡めようとしているから、少し統一しないと困るわけですね、本当は自由にやらせたいんだけど、多

分そういうことだと思うんですよ。

担い手というふうな市町村から認定されたらどういうメリットがあるんでしょうか。わかりやすく言ってください。

○須賀田政府参考人 認定農家に対するメリットでございます。

まず、経営改善に向けて経営診断を受けられる。その後、スーパード等の低利の政策資金が受けられる。それから、税制上は、機械施設等の割増し償却といった制度がある。そのほか、経営改善に関する各種の補助事業で認定農家を受益にするという事業がいろいろ仕組まれているというわけでございます。それから、農業者年金制度の中で、保険料の助成措置といったようなものも受けられるということになっているわけでございます。

○堀込委員 肝心なことを言わなかったけれども、多分、経営安定対策、これに絞ってやるんですよ。だと思っております。

そういうことで、担い手を何か選定してやるという問題、いろいろ問題あると思うんですが、また機会があれば議論をしたいと思います。

集落営農というのがあるんです。この集落営農組織は、法人化する計画を義務づけるのか。先般来ここでも、将来効率的、安定的な農業経営に発展すると見込まれるものとか、いろいろ言っていますが、もう一度、これはもう何度もやっていまして、簡単に、集落営農組織として認めるのはこういうことだということをちょっと説明してくれませんか。

○須賀田政府参考人 集落営農経営、集落を基礎とした生産の共同組織体でございます。これをちゃんとした経営体として育てていきたい、そのために、ちゃんとした経営体として育つ条件を備えている、そういう組織体を集落営農にしたい。その条件とは何かということでございます。

一つ、規約を備えている。代表者の定め、役割分担等の規約がある。それから一元的な経理をしている。経営体でございますので、実質、ちゃん

と経営体として農産物を売り、収入を得、配分する、こういう一元的な経理をしている。法人化計画といえますのは、先ほど申し上げました、将来ちゃんとした経営体になるという写真を持っています、こういう実質的な経営体の性格を有しておられます集落を基礎とした組織体を、私も集落営農として、担い手として位置づけたい。

具体的な要件は、また今後議論をするということとでございます。

○堀込委員 これは、通達行政で集落を細かく、余り細々と指定しないようにしてほしいというふうに思っています。

この集落というのは、今度この政策で集落を経済団体あるいは生産団体、この面しか見ていないので、私はある種、非常に危機感を感じているんです。

御存じのように、日本の農村集落は生活共同体で、合議制で、生活に関してあらゆる、そういう歴史と伝統を持っているわけですね。お葬式も一緒にやれば、生まれるときから、いろいろなことをやっているわけでありまして。今度の法案は、この集落を生産集団、経済集団として位置づけちゃっているんですよ。これは、ある意味では、集落の中に対立が出たり、あるいは一体感がなくなったりというおそれが十分ある法律なんですね、あるいは施策なんですよ。

ですから、私は、これが集落をぶっ壊す法案にならないように、少し、経理だとか協定だとか、そういうことは緩やかにしながら、対応はどうしても必要だということに思っております。これ、副大臣、この辺はどうでしょうか、やはり東京より滋賀の方がいいと思いますので、ぜひ。

○若永副大臣 滋賀でも、私の町の例を申し上げます。

ちょっと先進的な集落営農で、酒人ふあむという集落営農があるわけです。そこでおもしろいことをやっているのは、例えば、基幹作業をやるのをオペレーターグループと称して、二十から五十五歳ぐらいの人がやっている。そして次に、な

ごやかグループというのがありまして、それが五十六から六十四、女性は二十歳から六十四の人が、ハウス野菜の栽培だとか、そういうようなオペレーターの補助事業をやっている。そして次に、すこやかグループというのがいまして、これは六十五歳以上の男性及び女性が、水管理だとか雑草だとか、それからあぜの管理作業なんかをやっている。そしてボランティアというのがありまして、これは最後、やすらぎグループで八十歳以上の人が、男性、女性にかかわらず、雑草取りだとかおしゃべりグループ。だからその集落の中で、本当によく考えた、それぞれの機能分担というのをやっているわけです。

こういうものを見ますと、案外これから集落営農を進めていく過程の中で、ではみんなが働ける場をどこに与えたらいいか、そして、みんなを力を含めながら集落全体をまとめていくというじゃないかというようなことで、案外それぞれの知恵が出されておりますので、今回、集落営農を推進する場合でも、そういうようなリーダー・営農グループを全国に、こういうことをやっていますよというようにことを普及しながらやっていきたい、このように思っております。

先生の懸念されるように、経済主義主体になったり、地域が崩壊するような、そういうことについては、やはりその地域地域の判断に任せながら、和というものと、それから土地を集約していくということ、そして経済性をあわせていくというようなこと、これはもう三位一体でございますので、そこらあたりをうまく相互補完してもらいたい、このように思っております。

○堀込委員 適切な答弁だというふうに評価をします。

ぜひ、これ、集落営農ということで余りきちきちやらぬで、長い歴史と伝統のある生活共同体を壊さないような仕組みをぜひ考えてもらいたいというふうに思っています。

品目横断政策というふうに銘打って大々的に宣伝をしているわけです。よく読んでみると、とり

あえず考えている政策はあれですか、米、麦、大豆、北海道の畑作物、これを考えていると。これはどうなんですか、多分、「げた」と「ならし」の部分だというふうに言っているんですけれど、米の経営安定対策も組み込むんですか。とりあえず麦、大豆だけでやるんですか。

○須賀田政府参考人 品目横断経営対策の眼目、ねらいは、できるだけ経営全体をとらえて、経営全体に与える収入変動の打撃を緩和したい、こういうことがねらいでございます。

ただ、経営全体で見るといいまして、バターン化しているものでないとなかなかひっくり返ることができないということで、現時点では、水田作におきます米と麦と大豆、大規模畑作におきます麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショ、これを想定しているわけでございます。

この品目横断政策のうち内容が二つに分かれておりまして、諸外国との生産条件の格差を是正する対策と、それから一定の収入変動があつた場合の影響の緩和対策という、二つに分かれておりまして、現在、米の場合は、高い国境措置によりまして、販売価格がコストを恒常的に下回るという状況にはないわけでございます。したがいまして、今お米について講じられておりますのは、収入変動の緩和対策でございます。これは品目横断政策になりましたら、当然吸収していくということになるわけでございます。

ただ、今でございます米の政策、転作の関係でいえば、産地づくりだとか、あるいは全農家に対する稲作でございましてか担い手経営安定対策がその上積み措置としてあるわけでございます。これをどのようにこの品目横断政策と調整、融和させていくか。このことは、細かいところは夏以降議論していくということにしているわけでございます。

○堀込委員 要するに、米は転作が絡むから難しいということですね。とりあえず麦と大豆は、今の交付金とあれて一緒にすると。

この財源ですが、小麦の財政支出が大体一千億

弱、九百五十億ぐらいなんですか。大豆で三百億弱。大体千二百億ぐらいなんだけれども、大々的に宣伝した割には、品目を、多分今の財政事情ですから余りプラスにならないですね、これを足して、何か新しい仕組みを考えたということなんでしょう。どうなんですか。話が大きかった割には。

○須賀田政府参考人 まず、品目横断政策については、中身を詰める、これが当面の課題でございます。対象をだれにするか、どのような仕組みにするかということでございます。財政措置の話はその次に来る話でございます。

予算でございますので、大原則は、入るをはかりて出るを制す、こういう大原則があるわけでございます。私ども、農林水産予算の中で優先順位をつけて、要するものからつけていく、こういう大原則のもとに、しっかりと対応していきたいというふうに思っています。

○堀込委員 きょうは須賀田局長、大分朝から乗っているようで、答弁はあれけれども、中身はそういうことだね。割合宣伝は大きかったけれども、どうもそういうこと。

そこで、WTOの関係で、この政策がいわゆる緑の政策になるように仕組めるのかどうか。つまり、品目を特定したり、生産の増産につながるのか、そういうものは緑の政策にならぬわけですね。これは、どうやって、今の品目横断政策と言われる麦、大豆あるいは米を含めて、その仕組み方は何かあるんですか、考え方は、今。

○須賀田政府参考人 この品目横断政策の一つは、国際規律適合性を考えていく、これもこの政策のねらいの一つでございます。

今、私も、この品目横断政策、大きく分けて二つ考えておりまして、生産性条件格差の是正対策、いわゆる「げた」でございます。それと、販売収入の変動が経営に及ぼす影響を緩和する、いわゆる「ならし」政策でございます。

「げた」の政策を、日本型ということで二つに分けてまして、一つは、今の生産とは運動しない、過

去の作付面積に基づく支払いと、その年々の生産量等に基づく支払いと、二種類類たを考えているわけでございます。

一方において、WTOの国際規律がどうなっているかという点、まず、現在許される政策、緑の政策の中に、デカップリング、生産と連動しない政策というのがございます。それから、青の政策、上限が設定されるという議論が進んでおりまして、生産制限に基づく政策というのがございます。

これから見ますと、まず、先ほどの「げた」の中の過去の作付面積に基づく支払いは、現実の生産と関連してございませんで、何とか緑の政策、デカップリング政策に該当させたいと思っております。それから、販売収入の変動緩和、いわゆる「ならし」政策、これは条件をどうするかです。例えば、生産調整を義務づけるということであれば、この生産制限計画に基づく支払いとして青の政策該当性が出てくる。残されたのは、「げた」の中の生産量に基づく支払い。これはデカップリングと言えない、生産と連動しているわけでございます。最終的に黄色の政策でもやむを得ない面があるのかなというように念頭に置きながら検討しているところでございます。

できる限り、国際規律上も許されたものになるよう努力したいと思っております。

○堀込委員 それでは、経営基盤強化の促進法と農地法の関係であります。

農地法の改正というのは、もう昭和三十七年以来、七、八回やっているんですかね。平成で四回目ぐらいの改正で、いつも、担い手あるいは経営規模を拡大するという目的で、何回も何回もその都度提案理由の説明を受けて、我々議論しながらやってきたんです。どうですか、この法案でかなりいけますよという自信はあるんですか。ないけれども、やってみようというんですか。

○須賀田政府参考人 農地制度は先生が一番お詳しいわけでございます。

これまで確かに、昭和三十七年の農地法の改

正、これは農業生産法人制度、四十五年の農地法改正、これは借地による農地流動化をねらったものの、五十年の農用地利用増進事業の創設、これは集団的な土地利用調整、集落機能によって耕作の安定を図ろうとする政策でございます。その後、農業生産法人の条件の緩和等、株式会社も農業生産法人として認めた。こういうことで努力をしてきまして、それなりの成果は上がっているわけでございます。

ただ、目標としたところで見ますと、私も、二十二年には二百八十二万ヘクタールぐらい担い手へ移動させたいという目標を立てておりましたけれども、平成十六年現在では二百二十五万ヘクタールしか進んでいないということでございまして、残された問題がどこにあるかということを考えました。これはもう先生よく御存じだと思いますが、なかなか農業集落の中で農地を出したいという、そこをきちつと対応するというのは難しい。意識の問題もございしますので。

私も、今回は、大きくは、農地の流動化を伴わなくても、その一つの形態としての集落営農という概念を持ち出して、それでもいいんだよ、将来法人になるのであれば協同組織経営体でもいいんだ、こういうことを一つ出し、あと、法人への金銭出資だとか農地保有合理化法人の貸付信託の創設とか、これまでの足らない部分を補うということにしております。私も、これでもう、これ以上ないんじゃないかというふうに思っております……。

○堀込委員 始めたんだから、自信を持ってやってください。

それで、特定という字がやたら出てきて、最近郵便局も特定郵便局が問題になっております。特定農業団体、特定農業法人、特定法人、これ、整理しにくいんですけれども、どうなんですか、特定農業法人で、特に中山間地で申し出があつたら、やはり受託しなきゃいけないという義務規定があるんですよ。これはやはり、法人にしますと非常に、飛び地になるし、経営的にとても心配

だということはあるんです。法人化する場合、今の足を踏んでいる機械化組合とかいろいろあるんですよ、現実には。このところは少し、条件を検討するとか支援措置を講ずるとか、何か考えたらどうでしょうか。

○須賀田政府参考人 今の時点は、特定農業法人とか特定農業団体をつくる目的が、集落の農業全体をできるだけ持続性あるものとして守っていききたいということをやねらいつくっております。したがって、集落の中から申し出があつたらそれはもう原則引き受けるんだ、そういうことによつて集落全体の農業を守っていくんだ、こういう担い手として特定農業法人、特定農業団体を位置づけておりますものだから、中山間というような条件の悪いところであつても、同じような中山間の集落の農業を将来にわたつて持続、安定させていくというねらいからすれば、それはやはり条件が悪くても、申し出があれば引き受けるという仕組みは維持しないといけないというふうに思つています。このための中山間地域における直接支払い制度等も予算措置として私も用意をしているわけでございます。

それでは、今後、経営安定対策の対象となる集落農業の要件でどう考えていくかという話でございます。一つは、やはり、一方では所得を確保するのがこの経営体の目的でございますので、地形とかそういう条件をそう勘案すべきではないんではないかという御意見が一つございます。さはさりながら、中山間というところは条件が悪い、そこを全く勘案しないというのは愛情がないんじゃないかという御意見もございまして、今ちようど全国で運動をしているところでございますので、地元、現場の御意見というのを十分伺ひして要件を決めていきたいというふうに思つております。

（山田委員長代理退席、委員長着席）

○堀込委員 地元の意見を聞くのもいいんですが、実態をぜひ承知してもらいたいんですよ。今、中山間地は、もう貸し手が地代をもらう時代

じゃないですね。うちの田んぼをつくつてくれ、うちの畑をつくつてくれよと言つたら、お金を出してつくつてもらふ時代なんですよ、実態は。

だから、そういう状況にあるという現実を踏まえて、今の特定法人の話もそうですし、あるいはもっと幅広く、市町村でも株式会社でもNPOでも、幅広い施策をぜひ考えてもらいたいということとを要望して、時間が来ましたので、終わります。

○山岡委員長 次に、白保台一君。

○白保委員 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案、そしてまた農地法を含めて、数時間の審議がなされてまいりました。いよいよ採決を目の前にしまして、私、素朴な幾つかの疑問を何点かお聞きしていきたい、こういうふうに思つております。

まず、今回の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案について、旧農業基本法における構造政策の考え方とその後構造政策について質問をしたい、このように思います。

これまでの我が国の農政を振り返つてみると、我が国農業の構造政策の出発点は昭和三十六年の農業基本法の制定にあつたわけであります。このときから、我が国農業の発展のため、農地の流動化による担い手の農業経営の規模拡大、そしてまた農地保有の合理化、そしてまた農業経営の近代化等を内容とする農業構造の改善を進めることになつてきたわけであります。以来、さまざまな法律制度や、そしてまた補助、融資等の支援措置が講じられて、目標とする担い手の概念も変わつてまいりました。

しかしながら、基本法制定後四十数年を経た今日にあつても、果たしてその構造改善の目標が達成されたかという、そうではないんじゃないか。特に水田農業を中心とする土地利用型農業においては、機械化の進展等、農業経営の近代化は進んできましたが、担い手は必ずしも十分に育成されてきた、こういうふうには言えないのではないかと。

そこで、旧農業基本法が目指した構造政策の考へ方はどうであつたのか、その後どのように構造政策の考へ方が変わつて、その結果はどうなつたか、農林水産省に簡潔にまずお聞きしておきたい、こう思います。

○須賀田政府参考人 昭和三十六年に制定された旧農業基本法、それに基づきます構造改善政策以降の構造改善政策の目的は、やはり農業を人並みに食えるような産業にしたいと。

概念は、先生おっしゃられましたように、その時代時代において違ふ概念でございまして、昭和三十六年では自立経営というような概念、その後、中核農家という概念があり、今、効率的かつ安定的な農業経営という概念がございまして、いずれも目的としては、他産業並みの所得を上げて、農業を魅力あるものにしたというねらいでございました。

三十七年には農業生産法人、四十五年には借地の促進ということで農地保有合理化法人の創設、五十年には農地利用増進事業、集団的な土地利用調整、平成五年には認定農家制度、平成十二年には株式会社を農業生産法人の一形態として認める等々の、その都度の状況に応じた利用集積のための制度をつくつてまいりました。

現在、その結果どうなつておるかということでございます。農業生産法人は約七千ございまして、株式会社は日が浅いので、現時点で八十六法人でございまして、それから、農地保有合理化法人。担い手に対する農用地利用集積面積の増加面積のうち農地保有合理化事業が占めるのは、平成十五年で約半分、五割でございます。それから、借地と申しまして、農地の権利移動面積に占める賃借権設定の割合は、十五年に約八割に増加をしているわけでございます。認定農家の数は約十九万経営体でございます。

このように、政策、万全ではありませんけれども、一定の成果は上がつていまして、構想が評価されるには至つておりません、さらに努力をする必要

があるということで、本法案を提出させていただいていこうと思つております。

○白保委員 さまさま、その時代時代にあつて、多くの課題を抱えながら改革を常に進めていかなきゃならない。同時にまた、一番その根っこにある、他産業並みの所得を得ていかなきゃならない、そういう非常に大きな課題を抱えながらやっていかなきゃならないわけでございますが、この辺のことも踏まえてしっかりと取り組んでいかなきゃならない、こういうふうな考えです。

そこで、現行の農地制度においては、きちんと耕作する者に限り農地の権利取得を認めるという考え方に基いて制度が組み立てられ、他産業に比べても土地面積当たりの収益性が高くない。こういう農業については、農業経営を行う者が自分で耕作し、その収益を享受するという形態、すなわち家族農業経営が多いという実態になつています。これに対して、このような家族農業経営は所有と経営が未分離で、農業の近代化、発展を拒んでいるという意見が経済界を中心にされて見られます。

しかしながら、例えば工業のように、いつでも一定量の生産が可能で、そういう産業と異なつて、自然の影響を受けやすい農業については、他の産業と同様のシステムを導入した場合、優良農地の確保や担い手による活力ある農業の確立が図られなくなつてしまふのではないかと危惧する声もまたあります。

農業の特殊性をよく踏まえて、きちんと耕作する者に限り農地の権利取得を認めるという農地制度の考え方を基本としつつ、一方で簿記帳や経営分析の導入等によつて経営管理を高める、資本力を生かすという点や、集団化した集落営農をうまく機能させていくという観点から、法人経営のメリット、これを生かすという方向も必要ではないかというふうな考えるわけでございますが、島村農林水産大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○島村国務大臣 白保委員にお答え申し上げます。

法人経営は、家計と経営の分離、対外信用力の向上、事業の多角化による経営の発展など、さまざまな利点を有していることは御高承のとおりであります。しかしながら、一般の株式会社は株式の譲渡が自由であり、農業を行うとの事業方針を立てても、これが採算性の問題とかあるいは株主の意向等々でいつでも変更される可能性がります。このため、法人経営については、農業の継続が図られ、かつ農業に携わることが中核になっているなどの要件を満たす農業生産法人について農地の権利取得を認めることを基本原則としております。

その一方で、耕作放棄地が、平成十二年の世界農業センサスにあらわれているように、その時点で三十四万ヘクタール、東京都の一・五倍ぐらい大きな耕作放棄地があるわけでございまして、その後もこれはかなり増加しているのではないかと考えられます。そういう意味で、これが相当程度存在している地域におきましては、特区制度の活用により、一般の株式会社などについても、きちんと農業を行うという旨の協定を市町村と締結した上で、リース方式による農業参入を認めておるところであります。

今回の法案ではこれを全国展開する内容を盛り込んでいくわけでありまして、このような措置を含め、農地が農業の用にきちんと使われることを担保しつつ、法人経営のメリットを生かしていくことにより農業の発展を図っていくことが大切であると考えているところであります。

○白保委員 株式会社や有限会社などの法人に関する制度というのは商法や有限会社法に規定されているところでありまして、最近の社会経済情勢の変化を踏まえて、会社に関する各種の制度について、利用者の視点に立った規律の見直し、そしてまた経営の機動性、柔軟性の向上、それから経営の健全性の確保等の観点から、その抜本的な見直しを行うための会社法案が今国会に提

出をされている段階であります。

会社法の見直しというのは、広く経済活動を行う主体の規律の見直しとなることから、現在、農業に参入している法人もその規律の変更に伴い影響を受けるものであると考えます。また、営利事業による利潤の追求を目的とする経済主体である会社とはその性格が異なる農協といった農業に関係する法人についても、会社法の変更に伴っては何らかの影響を受けるのではないかと想定をされます。

そこで、最低出資金規制の撤廃、役員欠格事項の見直しなどについて、今回の会社法が整備されることによつて、農業に関係する法人について規定している農業関係法制がどのように変更をされるのか、大口政務官に伺いたいと思ひます。

○大口大臣政務官 今回の会社法の整備によつて、農地法との関係、それから農業協同組合法との関係が問題になると思ひます。

それで、農地法との関係でいきますと、有限会社を廃止して株式会社に一元化するというところ、それから、合名会社、合資会社に加えて、全員が有限責任社員となります合同会社、これはLLCといいますが、こういうものを創設するというところでございます。農地法上の農業生産法人の法人類型につきまして、有限会社を譲渡制限のある株式会社会社に一本化する、それから合同会社を追加する、これが農地法との関係でございます。

それから、農業協同組合法との関係でございますけれども、今回の会社法では、株式会社社の最低資本金額を一千万円とする最低資本金制度、これを廃止して、資本金が少なくても起業できるという形にしたい。それから、株式会社の取締役の欠格事由として、破産手続の開始の決定を受け復権をしていない者、これは欠格事由から外すということ、そして、吸収合併時に大規模な会社の手続を簡素化できる要件を緩和すること、こういうことにしているわけでございます。

農業協同組合法との関係でございますと、この農業協同組合というのは、農家の相互扶助を目的と

する協同組織ということで、会社とは本質的な差異がある。それから信用事業を実施している、こういうことで、金融機関の法秩序に従う、こういう必要性がありますので、現行法において信用事業とか信用事業を行う組合のみに規定されている最低出資金規制については、他の金融機関と同様、引き続き当該規制を置くことにするとともに、役員欠格事由につきましては、これは会社法と同様、破産手続開始の決定を受け復権していない者を欠格事由としないこととする一方、信用事業や共済事業を行う組合は、他の金融機関と同様、欠格事由として残す。そして、合併につきましては、会社法と同様、吸収合併時に大規模な農協の手続を簡素化できる要件を緩和すること、こういうふうにしたところでございます。

○白保委員 さすが弁護士、なかなか詳しく時間をかけて答えていただきました。

さてそこで、諸外国では、弁護士や研究者などの専門人材が共同で行うジョイントベンチャーなどを振興するために、法人格のない、いわゆるLLPという新しい事業体の制度があります。特に、イギリスにおいては、もう既に二〇〇〇年以降一千万を超える事業体が情報産業等の分野で活躍されているというふう聞いています。

我が国においても、今後このような形態での事業を促進する観点から、日本版LLPを創設するため、有限責任事業組合契約に関する法律案が今国会に提出されております。この有限責任事業組合は、株式会社に比べて柔軟性があります。農業分野でも活用していく道があるのではないかと、こういうふうに見えるわけでありまして。

そこで、今回創設される有限責任事業組合、いわゆるLLPとはどのようなものなのか、今後、農業分野でのLLPの活用の方途について、どのように考えているのか、農林水産省に伺いたいと思ひます。

○須賀田政府参考人 御指摘の有限責任事業組合、いわゆるLLPでございます。特徴が三つございまして。一つは、今の民法組合というのは無限

責任でございますけれども、先生おっしゃいましたように、このLLPは有限責任、出资额までしか責任を負わなくていいという特徴が一つでございます。二つ目に、株式会社のように内部のしち面倒くさい規制がない。取締役会を置きなさいとかそういう規制がなくて、定款で自由に定められる、この定款自治でございます。これが二つ目の特徴でございます。三つ目に、法人税が課税されない。構成員に対する課税でいい。

こういう三つの特徴がございまして、人材集約型の弁護士事務所等でも外国は活用されているようございまして、普通は、大企業とかが連携をしてベンチャー的な対応をしたいということとか、産学が連携して共同事業をしたりとか、こういうのに使われるというふう聞いております。農業分野でも種苗とか機械メーカーが共同して何か技術開発をするとか、あるいは外食と農業団体が連携して何か新しい食品を開発するとか、そういう分野で使われやすいんだと思うんです。私ども、これは法人税が課税されないという特徴がございまして、集落営農をつくるに当たって、法人税課税の問題が結構障害要因になってございまして、農家が金銭出資をし合つて、役割分担をして生産、出荷、加工、販売というのをを行うというような集落営農で活用できれば、その法人税課税問題が解決するのではないかと、このことで、多大の関心を持って見ております。

ただ、ごちゃごちゃと細かい手続が必要だと、また現場に受け入れられないという問題がございまして、その辺のところを見守っているところでございまして。

○白保委員 今回の耕作放棄地対策、農業委員会の指導などに従わなかった場合には、最終的には、都道府県知事の裁定によつてその農地の賃借権が市町村や農地保有合理化法人、または特定農業法人に設定されることになっております。農地の所有者にとつては、みずからの財産が他人に使われる、こういうことで、非常に強制的であるという印象もあるわけですが、特定利用権の設

定は、大口政務官、弁護士、先ほども非常に詳しく答えられました、これは財産権の制限との関係について憲法上問題がないのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○大口大臣政務官 憲法二十九条の問題と関係があるわけでございます。

憲法第二十九条二項には「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」こうあります。また、同条の第三項によりますと、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」こういう規定があるわけでございます。そういう点で、所有権、私的な財産について、その規制の目的がどうか、規制の手段が必要があり合理性があるか、それから正当な補償がきちつとなされているか、こういうことがクリアされれば、これは憲法上、その整合性がある、こういうふうに考えるわけです。

憲法の規定と特定利用権との関係につきまして、所有者が耕作の用に供すべきという責務を果たしていない農地が耕作放棄地ですので、責務をその所有者が果たしていない、それから、農地保有合理化法人等により、耕作目的という本来の効用の発現、つまり社会公益の増進に供するためという目的のためにこういう特定利用権というものを設定する、しかも五年間という限度で賃借権を設定するというところでありますので、この規制手段も、必要性、合理性がある、必要かつ合理的な範囲の規制であるということでござります。また、その対価も標準小作料という正当な報酬を支払う、こういうことでござりますので、憲法上、特段の問題はない、こういうふうに考えます。

○白保委員 ちよつと質問が前後してしましまして、順番を間違えました、もう一回戻つて聞いておきたいと思ひます。

耕作放棄地の解消に向けた取り組み、これについて伺つておかなきゃならないと思つておりましたが、具体的にいろいろと言われているわけですね。一つは、そちらに所有者が住んでおられ

ないということがあつた、また、あと、農地の引き受け手がいない、こういったこともあつて非常にこの解消の問題については取り組みが大変難しいものがあつたと思ひますが、具体的にどういふ対策が講じられて、現場での取り組みをどういふふうに支援してきたのか、これを簡単に聞かせください。

○島村国務大臣 耕作放棄地は、御承知のように、平成十二年時点で全国で三十四万ヘクタール、こう言われておりますが、これを農地として再生し、自給率の向上を目指していかなければならないことは当然であります。

このため、今回の改正法案におきましては、都道府県及び市町村が耕作放棄地対策の方針を策定し、次に、この方針のもとに、農業委員会が耕作放棄地の所有者などに対し、農業の再開、担い手の貸し付けといった指導を行い、指導に従わない場合には知事の裁定による賃借権の設定を行えるよう措置をしているところであります。また、耕作放棄地が周囲の営農に支障を及ぼしている場合には、市町村長が例えば草刈りなどの措置命令を発令することができるようになっており、体系的な耕作放棄地対策の整備を行うこととしております。

農林水産省といたしましては、このような現場での取り組みが活発に行えるよう支援を行い、市町村や農業委員会の活動を促進することと考えております。

○白保委員 過疎化とかあるいは高齢化の進展で耕作放棄地の増大が進んでいます。進んでいるのは特に中山間、こういったところで進んでいるわけで、担い手がいないことや農業の継続を希望する小規模農家がいるため農地の流動化が進まないう、こういう状況にあります。また、農村の実態として、なかなか先祖伝来の美田を他人に預けてしまふということに抵抗感がある地域も多い、こういうふう聞いています。

しかし、このような地域であつても、高齢農家や兼業農家が参加をして、それらが役割分担をし

ながら集落ぐるみで農業経営を行っているというところもあり、このような集落営農は担い手として育成していくことが必要だ、こういうふうに思ひます。今般改定された基本計画においてもこのような集落営農が位置づけられておりまして、今後、個別の大規模経営とこのような集落営農によつて農業を担っていくことは、我が国農業の維持発展のために重要なことだと思ひます。

なお、そこで、副大臣の地元、滋賀県においては集落営農が広範に展開されているようでありまして、集落営農の組織化、法人化を進めるために、このような優良事例やモデルを全国的に紹介して、国、地方公共団体、農業団体が一丸となつて進めていくべきだと、これに対して陣頭指揮をとつておられる、こういうふう聞いています。が、副大臣の見解、お考えをお聞きしたい、こういうふうに思ひます。

○岩永副大臣 ありがとうございます。実は、もう二十年ほど前から、滋賀県では、一年間に六百集落、三年で千八百集落に対して、集落営農を進めるため一集落に百万円ずつの事務費それから懇談会費をずつと渡していたわけですね。だから、集落営農を進めるために年間六千万ぐらいの予算をつけて、そして三年間で一億八千万ぐらいで、具体的な、経理が統合される、そして法人にされるといふところまでいかなうても、ともかく地域の共同体として品目横断的な農産物の生産をしていくこうではないかということ、そして地域集落のコミュニティを深めるものにしていく、いろいろな目的のためにそういうことをやってきました。

だから、今、国がこうした新しい基本計画の見直しの中で集落営農、担い手を推進するために大変やりよい素地といふのができているわけです。それで、私も、それぞれの集落へ出かけていろいろ話を聞いてみますと、やはり一番大事なのは世話役、まとめ役の確保。だから、リーダーがやはり一番大事だといふのが第一。

させること。ともかく一人一人の皆さん方に集まつていただいて、何回も何回も、共同で、土地を集約し効率利用をしていく、そして休耕田なんかをつくらないということで、できたら何回でも土地を利用するといふようなことで所得は増加していく、こういうようなことの理解と説得。

それから、経理だとかオペレーターなんかをやはり確保する。農家の皆さん方は家外どんぶり勘定で、大福帳のところが多いいので、やはりきちつと、どれだけでもうかつたか、どれだけ経費支出したか、そして個人個人にどれだけ分配できるかといふ、そこまでの、できたら青色申告をし、そして税理士を入れるぐらいのところまでいくといふんですが、それは別に、そこまで徹底した一元経理が大事ではないか。

それから、若い方で本営にオペレーターが確保できるかどうか。確保できなかった場合に、ほかの担い手にオペレーターを頼むといふようなことなんかをやつておられるところもたくさんあるわけでございます。

それから、先ほども言いましたように、高齢者の皆さん方が今まで農業をしていた。だから、その方々をポイコトするような集落営農はだめだ、私はこういうことを聞いております。だから、そういう方々にきちつと、そう高いお小遣いをつけなくてもいい、やはりみんながおしやべりをしながら草引きをして、そして地域でコミュニティを深めていくような、そういう年寄りの皆さん方に対する対応といふのも大変大事じゃないか、こういうことがずつと行われておまして、今回、集落営農をしていく過程の中でそういう部分といふものを大事にしていかなきゃならぬし、全国的にやはりそういうことを普及していつて、そして、できたら、先に集落営農をした方々が講師として全国を走り回らうになつていただくといいことがあつてもいいんじゃないか。こういうようなことを思いながら、この集落営農が早くできるように、夢を持っております。

だから、農水省の中でも、地域で考える担い手

作成プロジェクトチームというのをつくりました。私は座長をさせていた、だいたいあるんですが、これなど農水省の体制として全国展開をしよう。今、副大臣初め政務官、各ブロックをずうっと受け持っておりまして、そして局長級もそれぞれのブロックを持っておりまして、みずからどれだけできたかというデータを出して、そして上積みしていいかというデータを出して、そして対応しておりますし、大臣から督励をいただいております。

それからもう一つは……

○山岡委員長 副大臣、時間です。

○岩永副大臣 はい、もう終わります。

それからもう一つは、農業会議所それからJA、そういうところも、国段階、県段階、市町村段階までこの集落営農並びに担い手創成を進めていただく、こういうようなことで御対応をいただいておりますので、白保先生、頑張ってください。

○白保委員 終わります。

○山岡委員長 次に、高橋千鶴子さん。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

きょうは、担い手問題を中心に質問をしたいと思っています。
経営基盤強化促進法改正における最初のポイントが、担い手に対する農地の利用集積の促進であります。この担い手の要件についてはこれまでも議論をされてきたところであります。

「地域水田農業ビジョン」の取組を集落レベルのものとして法制度化する。これは、須賀田経営局長が二月十日の企画部会で説明をする際に使った農地制度の改正について、この資料の真つ先に出てくる部分であります。担い手への集積の割合が三六%にすぎない、水田の分野が著しく担い手の集積が低いということをお話しされていると思います。

私は、今回、米改革を最初に始めた、つまり先行して始めたということは、やはり担い手の集積がおくれているこの分野から改革を進めていこう、そういう意図があったのかなというふうに思っています。

う、そういう意図があったのかなというふうに思っています。

ただ、この改革はまだ始まったばかりであり、地域水田農業ビジョンの策定はどの自治体も協議会も大変急いだ、期限に合わせた急いだという経過がございます。担い手をどう規定するか、交付金をどのように交付するかは地域の協議会に任せられたので、かなりばらつきがあります。認定農業者を基本的に担い手と位置づけたところや、それだけではなく、さまざまな農家を担い手と位置づけたところ、さまざま相違があったかと思うんですね。

ただ、その相違がどうなっていくのか。これらとの関係ですね。ビジョンでは担い手と位置づけられた農家が、例えばばはじかれていくなど、現場での混乱が避けられないと思いますが、この点をどのようにされるのか、伺います。

○須賀田政府参考人 担い手論についてのお尋ねでございます。

私も、新たな基本計画においては、担い手というものを、農業でどのぐらいの所得を上げれば自立し得るかという観点から議論をいたしました。そして、他産業並みの所得を上げ得る経営を目指す農業経営を、認定農家制度というのがあるわけでございますけれども、これに、客観的な一定の要件を満たす者とそれから経営体の実体を持つている集落営農を担い手として、こういうふうな結論づけたいわけでございます。

先生お尋ねの地域水田農業ビジョン、これは昨年度、十六年度から実施しております米政策改革の一環として、その集落の水田営農をどのようにしていくか、どういう作物をだれがどのようにするかという観点から作成をされておまして、そのだれがの部分、営農主体は、必ずしも所得との関連でございませうか、そういうものを考慮したものでございませう。現実には、水田集落のうち、八万ありますけれども、四万には主業農家は少ないという状況もございませう。

リストアップされている担い手、これは二十七万経営あるわけでございます。このうちの五割強は認定農家になっていないというふうな現実がございまして、必ずしも私どもが進めたい担い手とは一致しておりません。ただ、この水田農業ビジョンでリストアップされた方々というのは予備軍にはなり得るというふうな思っております。こういう方に対して、行政と団体が一体となって働きかけまして、この発展可能性、認定農家になってください、あるいは集落営農の核になってください、こういう働きかけをして、できることなら認定の努力をされて認定農家まで昇華していただければなというふうに考えているところでございまして。

○高橋委員 その働きかけその他を三年で大体終わっちゃうという見通しを持っていらっしゃると思っております。

ですから、私が聞いているのは、現場での混乱が避けられないと思われているんですけれども、ビジョンが有効に働いているのかどうかの検証がまず先ではないかと。局長も今お話しされたように、二十七万経営が、進めたい担い手と一致していないことや五割くらいしか認定農業者がいないとか、そういう問題がまずあるし、そもそも、農水省の十四年度の調査でも、今後の法人化に対する意向を調査したときの集落営農の人たちは、七割以上が法人化に対して否定的であるといううようなこともあるわけですね。こうしたことを考えて、期限を区切って法人化を義務づけるというところが果たしていかげんものかということがあり、そして、必ずしも法人とならなくとも、地域で農業を担っている営農組織、これをきちんと位置づけることも考えるべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

○須賀田政府参考人 私どもの目的は、やはり農業で食べていけるようなちゃんとした経営体をつくりたい、これが目的でございませう。

ただ、今、個別経営の大きな経営、あるいは法人経営の大きな経営を求めても、直ちにそれができるとは状況にはないということで、その前段階でそういうちゃんとした経営体、法人経営体を目指すようなものも担い手としたい、これが集落営農なわけでございます。やはり、きちっとした組織下で、ちゃんと収入を管理をして、経営手腕のある人が経営をして、ちゃんと分配をしていく、こういう法人経営になりますと銀行もお金を貸してくれますし、信用力も上がるわけでございませう。そういうことを目指していくという計画のある集落営農を私どもとしては担い手として認めていきたいということでございませう。

ただ、期限の点については、今全国運動をしておりますので、地域の実情というふうなことも十分勘案しながら、何年後にというのは今後議論の余地がある問題であるというふうに思っております。

確かに、現在農家、すぐ法人というと、自分らがちゃんと入れないんじゃないかということで拒否感があるわけでございませうけれども、ちゃんと配当が受けられるんだとか、その中で一定の役割を果たすんだとかということに考えを変えていただければ、そう嫌悪感はなくなるんじゃないかというふうに思っている次第でございませう。

○高橋委員 時間が短いので、もう少し簡潔にお願いいたします。

今お話しされた、経営体をつくりたいとおっしゃいましたけれども、それが食べていけるかどうかということがこの後に問われてくるだろうなと思っております。

ちよつとそれはおいでいて、次にかえまして、一言で答えていただきたいと思いますけれども、特定法人について。リース特区の全国展開により、今後参入されるであろう特定法人が担い手となり得るのか、直接支払い制度などの対象になるかどうか、お願いします。

○須賀田政府参考人 物によってはなり得ます。特区に入ってきた法人も認定農家として認定されているものがございませう。それはやはり、農業者が社長であるとか、従業員が農業者であると

か、その地域で将来にわたって持続的に経営ができるというような実態を踏まえて市町村が認定しているようにございます。小豆島のオリブの関係の農業をしている方とかが認定農家になってございます。

○高橋委員 今のは確認だけでよろしいです。

物によって異なりますというのでしたので、株式会社が担い手になり、支援の対象になるということがあり得る、これがまた今後の全国展開、その後の要求されている農地法の見直しなどで、結局あそこがねらいだったのか、そうなるっていくのかという議論がまたされてくるわけですから、こはひとつ確認だけしておきたいと思えます。もう一度戻りますけれども、直接支払い制度ですね。これが、一方では株式会社もあり得ると、お話が一つありましたけれども、財界などでは、経済同友会などでは、やはりこの制度は、つまり品目横断型直接支払い制度は、あくまでも激変緩和措置であって、せいぜい五年程度など期限を区切って終わるべきだ、そういうふうな意見がございしますが、その点に関してはいかがですか。

○須賀田政府参考人 二〇〇四年の十二月二十二日に経済同友会が提言をしております。その中で、この直接支払いにつきまして、例えば十年を経過したとき、作付面積が相当程度の大規模に達したときには助成を終了することが望ましいという提言がございまして、その終了の基準は、農業の国際競争力の向上の程度、国境措置の水準などを考慮して決定すべき、こういう提言があるわけでございます。

経済同友会のこの提言の趣旨ですけれども、経営規模が飛躍的に向上して、国際的に遜色のない水準まで生産性が向上して直接支払いの必要がなくなればこれを終了する、こういうことを言っているわけでございます。品目横断経営対策の目的も、構造改革を加速化して生産性を高めてコストダウンを図るわけでございますので、国際的に遜色のない水準まで生産性が向上して直接支払いの必要がなくなれば終了するというのは、理屈、考

え方としては普通のことを提言されているんだと思うんです。

ただ、実態はそのように理想的に進むかという、なかなか難しい点もあるわけでございまして、こういう仮定の議論を進めるよりも、現実的にどうやって担い手を明確化してどうやって支援をしていくか、こういう現実論に立つて政策を展開したいと私は思っております。

○高橋委員 直接支払いという所得政策は生産者の向上意欲にマイナス効果を与える企画部会の生源寺部会長御自身がおっしゃっておられますし、今のお話からいっても、将来的には当然なくなるものだろう、経営のリスクを補う所得政策というのは国民の理解もなかなか得られないだろう、逆に言えば、生産者の意欲にも結びつかないだろうというふうに、わかつていくけれどもそれをやる、今とにかくやるというその背景には、今ある局長お話しされました国際交渉の上での競争力ということがあるかと思うんです。それは、既に二〇〇一年の八月に農水省が出した「農業構造改革推進のための経営政策」、この中でも、「経営リスクを軽減するセーフティネットを構築する必要がある」とうたっているわけですけれども、それに対して、昨年の五月の経済調査協議会で、遅過ぎる、WTOやFTAにおけるの難局をこんな言い方では打開できないということで、「国境措置の転換に伴って予想される国内農産物価格の低下への対処という目的を明確に打ち出すべきである」というふうな指摘をしているわけですね。

そうすると、国境措置はもうなくなるんだと、極端な話ですけれどもね。そういう中で、競争力に打ちかかって、ではだれが残っていくのかということが本場に問われてくると思うし、私はやはり、そうなるっていったときに、工業製品も農産物も違いがなくなるだろう、同じものになるだろうというふうな気がします。農地法が、それは最後のとりでではないかと思えますけれども、その点について、最後に大臣に所感を伺って終わりたい

と思います。

○須賀田政府参考人 先生まさに、担い手を明確化してそれを対象にして品目経営横断対策を講ずるというのは、もう厳しい国際規律が来ても大丈夫なように、担い手をしっかり位置づけて、その担い手が相当な構造を占めるようなものにしたいたいというねらい、先生の問題意識に対処するための答案なんです。そういうことをよく理解していたできたというふうな思っております。

○高橋委員 次の機会に譲ります。

○山岡委員長 次に、山本喜代宏君。

○山本(喜)委員 社民党の山本です。

最初に、米価の低迷について質問をいたします。昨年の米の作況指数は九八という状況でございます。そして、一昨年は冷害という中で、にもかかわらず昨年度の米の入れ平均価格というのが過去最低を記録いたしました。これについてどのよう分析をされているんでしょうか。

○村上政府参考人 お答えいたします。十六年産米の価格の動向でございますけれども、コメ価格センターにおける全銘柄平均の指標価格、直近の本年二月の入札では、六十キログラム当たり一万五千二百四十三円ということで、比較可能な十四年産に比べまして五百三十七円、三・四％、それから、通年で見てみますと四百三十八円低く、二・七％程度ということになっております。

米の価格がこうした水準にある要因といたしまして、一つは、十五年産米が不作であったわけでございますけれども、これをかなり高値で昨年の秋から年明けにかけまして手当てをした卸売業者の在庫の処理がまだ依然として継続中であるということでございます。十六年産米に対する引き合いが依然として弱いというところがございします。

他方、売る側の方といたしまして、米の販売ルートが非常に多様化してきております。そういう

中で、全国出荷団体以外の集荷業者による販売、それから産地から直接、卸なり外食などに販売することが活発に行われているというような事情がございします。そういう意味で、一つには、出来秋以降、かなり前倒しで供給が行われてきたというふうなことがあるのではないかとこのように思っております。

それから、基本的な問題が一つあるわけでございしますけれども、十六年産米のこういう事情に加えて、米の消費水準や食生活の多様化などではやはりかなり低調なところがありまして、小売などにおいても低価格で固定するような状況があったり、あるいは中食、外食需要がふえる中で、この辺の価格帯の需要が強いというようなこともあろうかというふうに思っております。

○山本(喜)委員 かなり多様な要因があるということでございますが、米価の下落による経営への影響ですね、稲作所得基盤確保対策いわゆる稲得ですが、これが想定した補てん基準価格を大幅に下回っているために、四十一道府県で満額補てんされないというふうなこと、あるいは、担い手経営安定対策も十三道県で発動されないというふうな見通しが報道されております。この制度を今後改善していくのかどうか、この点について伺います。

○村上政府参考人 稲得などについての補てんの問題でございますけれども、今の状況で試算してみますと、稲得の補てん金でございしますけれども、四十六道府県で支払いが行われる、これは稲得を実施しようとしている県全部でございしますけれども、その場合に、今委員御指摘のとおり、補てんが満額行われない。これは、積み立ての範囲内ということをやっておるわけでございしますので、そういうことが予想されるわけでございします。

そういう中で、その要因といたしまして、基準価格に、不作のため価格が高騰しました十五年産、これを入れていることが多いわけでございまして、基準価格が比較的非常に高いという、全国

平均で見ますと一万八千円強でございます。そういう点から計算をしている面もありまして、補てんが全部いらないということもあろうかというふうに思っております。それから、産地づくり交付金へ財源を融通するというようなことも、これは一定の範囲内で行うことができる、それによりまして生産者の拠出を軽減しているという道府県もあるわけでございます。

したがって、稲得につきましては、これまで災害対策の観点から弾力的な運用も講じてきておりますけれども、対策の安定的な運営というように、それから、仮に過払いが生じ、積み立て以上に払いをするということになりますと、資金の収支が改善されないままに、これは三年間の対策ということでございますので、結果的に生産者が精算を迫られるという事態、生産者の負担になってくるのではないかとということもあるわけでございますので、基本的な仕組み自体を現段階で見直すことは適当ではないのではないかと。

それから、担い手経営安定対策でございますけれども、これは、今申しましたように、稲得の基準をベースにして設計がなされておりますので、そういう関係で稲得の方に重点を置いた形で設計がなされているところがあるということで、担い手経営安定対策が全体について必ずしも発動されないという事態になっているのではないかとこのように思っております。

○山本(喜)委員 要するに、基本的な点については見直しはないということなようでございますが、しかし、この米作農家の現状、これは昨年度の農業白書にもありますが、規模が大きければ大きいほど厳しくなっているということが書かれています。十アール当たりの総費用の推移を見ると、大規模層ほど低減の幅が大きいものの、水稲作付面積十ヘクタール以上層においても、農業粗収益の減少は総費用の減少率を上回っている。ですから、規模が大きくなればなるほど大変になっているというのが、現状として農水省も把握しているわけですね。

今後、規模拡大を図っていくということ、この経営安定対策、これを基本的に見直しをしないということであれば、農水省のやっている政策とこれは矛盾しないのかどうか、お伺いします。

○村上政府参考人 米改革政策におきまして、やはり需要に応じた生産を行っていくという考え方で、ある意味で一つ過渡期的なものがあろうかというふうに思います。従来の一律の配分では、なかなか農家や農業団体の創意工夫、販売努力というのが必ずしも発揮できないというようなことがございます。その中で、それぞれの生産地が、自分の米の位置づけなり、あり場所ということを探っている状況のところがあるかと思えます。

そういう主體的な判断をし、あるいは産地づくりの中で担い手を特定しながら、その配分についても創意工夫をし、販売についても努力をしていく中で、担い手の創意工夫が発揮されるという方向に持っていくという意味でも、この米改革政策の方向というのは、基本的な方向としてはいいのではないかとこのように思っております。

いづれにしても、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策を実施しながら、経営の安定を図りながら、そして、品目横断政策につなげる形で担い手の育成を図っていくことが重要ではないかというふうに思っております。

○山本(喜)委員 需要に応じた生産をしていくんだ、今は過渡期だというようにございまして、この大規模農家の窮状ということをぜひ理解して政策を展開していかなくならないというふうに思っています。

リース特区のことについて質問いたしますが、昨日、山形を視察させていただきました。この有限会社ニュー彩エン、社長さんが農業に大変大きな関心を持っていて、風速四十メートルにも耐えられるすばらしいハウスをつくって、イチゴの生産ということでやっておりましたが、まだ収穫はされておられないようでございます。

一億三千万の経費をかけて、一年間、イチゴだけでも二千五百万を生産するというところでござい

ますが、この生産計画を見ますと、幾ら株を植えて、一株から幾らとれる、ですから幾らの収入ということですが、私たち百姓をやっていると、秋田でははじきと言いますが、規格外というのがかなり出るわけですね。そうしたものを見た上での計画になっているのかどうか、ちょっと疑問があるわけでございます。

そして、その社長さんが言うには、農業関連でつくっている機械の宣伝になればというようなことも言っておりました。そうしたことになる、このリース特区の持つ意味合い、これが果たして、この山形のニュー彩エンさんの場合、確かにいい取り組みですが、リース特区という本来の意義からしてどうなのか。大口政務官、一緒に行きました、感想を、どうでしょうか。

○大口大臣政務官 きょう、先生と一緒にいかせていただきました。リース特区という中で、やはり株式会社がああいう形で参入する。あのマージンという会社は、自分たちの製造機械をそういうハウス等で実験するとか、そういうようなことも一緒にやっているということで、採算性についてこれからの課題は大きいと思いますけれども、ああいう形でやっている、一つのあり方だと思えます。

あと、あるいは市民農園ですね。市民の皆さんがNPOという形でやっているということで、やはり、これから耕作放棄地を解消していく上において、いろいろな主体が参加していくということの、一つのケースを見させていただいたという感じがします。

○山本(喜)委員 一つのケースではございますが、しかし、まだ収穫が全くない中での今の状況ですね。農水省の調査でも、特定法人が営農を開始して間がないため、いまだ効果や影響はあらわれないというのが十一件、評価委員会の調査結果でも、評価する段階まで進捗していないというものを、合わせて十七件というふうな状況もあるわけですね。しかるに、この一年ちょっとで全国展開ということには、果たして、拙速に過ぎるのでは

はないかというふうに思うんですが、この点、いかがでしょうか。

○須賀田政府参考人 このリース特区制度でございます。そのねらいをちよつとはつきりさせておきたいんですけれども。

このリース特区制度というのは、耕作放棄地の解消、発生予防策なんです。先生のような認定農家を育成していくという政策でないわけでございます。耕作放棄地の発生を防止するために最低限の要件、農業を最低限継続してもらったらいんだという要件を課しているわけでございます。したがって、弊害がなければ全国展開しよう。決して、農業経営として定着しておるか定着していないかを見るのではなくて、弊害が地元で生じていなければ全国展開しようという約束事であったわけでございます。その弊害が現在のところなかった、むしろ耕作放棄地解消とか雇用の機会がふえたと地元の方で喜ばれているということでございまして、よりよき対応をするという考えで今の法律に取り込んだ。

これは、農業経営として定着するかどうかというのはまだまだわからないところがございます。まして、大体、雇用に給料を払って、経営者に報酬を払って、株主に配当するぐらい、そんなに農業がもうかるものかどうかというのは私も疑問なしとしないところでございまして、どういう形態で株式会社がこの農業に取り組んでいくのか、なお注視をして、多大の関心を持って見ていきたいというふうに思っております。

○山本(喜)委員 ですから、きのうの社長さんも、雇っているパートの人、農家の人を雇っているが、作業効率が非常に悪い、これは人件費で食われるというようなことを言っていました。これは、工業生産と違って農作業は大変時間がかかるわけですから、人手もかかる、そうした意味でまだまだ検証が、時間が足りないということを申し上げまして、質問を終わります。

○山岡委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○山岡委員長 ただいま議題となっております両案中、まず、内閣提出、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。鮫島宗明君。

○鮫島委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

反対の第一の理由は、法律案を提出した政府の姿勢であります。

今回の法律案は、食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の見直しの検討において、地域の担い手を明確化し、その担い手に対して施策を集中化、重点化するという政策の方向づけの中から提案されたものであります。

法案提出の背景として、土地利用型農業における農地の利用集積のおくれ、三十四万ヘクタールに及ぶ耕作放棄地の発生が指摘されていますが、農地流動化施策を初めとする構造政策は、昭和三十六年の農業基本法制定以来今日に至るまで、農政の基本課題として取り組まれてきたはずであります。それにもかかわらずこうした事態に立ち至ったのは、今までの農業政策が失敗であったことにほかなりません。これに対する反省のないまま法律改正を行っても、期待する効果は上がり、同じ失敗を繰り返すことになるのではないのでしょうか。

第二の理由は、農地制度全体の抜本的見直しが行われていないことであります。

現行の農地法は、入り口規制が厳格で、自後の適正利用の担保が十分なものとはなっていません。そのため、農外からの意欲ある者の参入には厳しいのに対し、農業内部では、農地が耕作放棄されたり、相続を契機として不在村の土地持ち非農家が見られるなど、バランスのとれていない仕組みとなっております。

貴重な経営資源である農地をフルに活用するた

めには、民主党の農林漁業再生プランに示したように、農地制度の参入規制を緩和し、農地所有者の耕作義務の明確化や転用規制の厳格化を図る必要があると考えます。

今回の法律案の中で、リース特区の全国展開と体系的な耕作放棄地対策の整備については、民主党の再生プランで提唱した考え方が盛り込まれたものと一応の評価はされますが、農地制度の基本的なあり方に踏み込んだ検討結果が示されていない、いわば急所を外した見直し案にとどまっているのはまことに残念であります。

第三の理由は、担い手に対する新たな経営安定対策の具体的姿が明らかでない中で、その対象となる担い手を絞り込もうとする政策手法は、農業・農村現場に不安と戸惑いをもたらすとともに、担い手の育成確保策としての実効性にも疑問があるという点であります。

法律案では、集落での話し合いを通じ、集落営農の役割分担や認定農業者への利用集積目標を明確化することとしています。導入される経営安定対策の仕組みが示されない中で、その対象については、認定農業者や経営主体としての実体を有する集落営農を基本として、あらかじめ集落で明確化すべしというやり方であります。

これに対し、民主党の再生プランでは、認定農業者などの特定の農家だけを対象とするのではなく、農業に意欲的に取り組んでいる農家すべてを対象とした直接支払いの導入の必要性を提唱しております。

食料・農業・農村政策の基本的な使命である食料自給率の向上や多面的機能の発揮は、一部の担い手のみではなく、地域社会のすべての関係者の意欲的な取り組みによって初めて実現可能となることを銘記し、政策を構築すべきであります。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に反対する理由を申し述べて、私の討論といたします。(拍手)

○山岡委員長 次に、高橋千鶴子さん。

○高橋委員 私は、日本共産党を代表して、農業

経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に反対の立場で討論を行います。

反対の主な理由として、第一に、担い手として一般株式会社の農業参入を促進するというところで

新たな食料・農業・農村基本計画は、一定の要件を満たした認定農業者等に担い手として施策を集中するとし、本法案では、これに基づき、担い手への農地の集積を位置づけました。株式会社も担い手だとすれば、品目横断型直接支払いなどの支援の対象となり、資金力や組織力を持った企業が一層競争力を強める一方で、中小の家族経営が結果として追いやられていくことになると思われる。

第二に、農地法の根幹である耕作者主義の否定につながることで

特定法人貸付制度の導入により、市町村が指定すれば全国各地でも株式会社が生じ、市町村が農地の権利を取得することが可能となるからです。また、農地法の一つの柱である農地転用規制の根拠を失うことにもなり、農地法の全面見直しあるいは廃止へと道を開くものだと考えます。

第三に、農外企業の参入による農地、地域農業への弊害を否定できないということ

そもそも、リース特区による影響、弊害などについて十分な検証がないまま全国展開に踏み切っているのかということが問われています。現実には、特区以外でも、大企業が農業に参入したものの、短期間で撤退する事例は相次いで起こっております。収益が上がらず撤退となった場合、新たな自治体負担や農地荒廃の危険性を否定できないのです。

以上のことから、本法案に反対であることを表明し、討論といたします。

○山岡委員長 これにて討論は終局いたしました。

○山岡委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、農業経営基盤強化促進法等の一部を

改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○山岡委員長 起立多数。よって、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山岡委員長 次に、内閣提出、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入りますのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○山岡委員長 起立総員。よって、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○山岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山岡委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会

平成十七年五月十二日印刷

平成十七年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B